

アメリカ経済刑法における RICO 法違反の 罪の意義

川崎 友 巳

- I はじめに
- II RICO 法の生成と発展
 - 1 RICO 法制定までの動向
 - 2 RICO 法改正の歩み
- III RICO 法の現在
 - 1 RICO 法の規定
 - 2 RICO 法の構造
- IV RICO 法違反の罪の成立要件
 - 1 4つのキータームの概要
 - 2 3つの違反行為とコンスピラシーの成立要件
- V RICO 法違反に対する抗弁
 - 1 一個または複数の前提行為の無効
 - 2 出訴期限の経過
 - 3 コンスピラシーからの離脱
 - 4 一次的裁判管轄権
 - 5 逆垂直的専占
 - 6 合衆国憲法違反
- VI むすびに代えて

I はじめに

アメリカ合衆国の RICO 法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act)¹⁾ は、1970年に、組織犯罪統制法 (Organized Crime Control Act of 1970)²⁾ の第10章として制定された³⁾。その略称が、ギャングスター映画『犯

1) 18 U.S.C. §§ 1961-1968 (2018).

2) Pub. L. No. 91-452, 84 Stat. 922 (1970).

3) アメリカ合衆国の RICO 法に関して刑事法の観点を中心に紹介した邦語文献として、飯柴政次『組織犯罪マニュアル』(有斐閣、1990)、佐伯仁志「アメリカ合衆国 RICO 法について」〔上〕・

罪王リコ (原題・Little Caesar)』(1931年公開)の主人公の名前に由来することからも分かるように、RICO法は、組織犯罪、とりわけイタリア系の犯罪組織「コーサ・ノストラ (La Cosa Nostra)」が³、国内の多数の企業や労働組合に侵食し、「アメリカの経済システムに新たな脅威」をもたらしているとして問題視されるようになったことから⁴、「証拠収集プロセスにおける法的手段を強化することによって、新たな刑事法上の禁止行為を設けることによって、そして、組織犯罪に関与する者に対応するため制裁を強化し、救済手段を新設することによって、組織犯罪を根絶すること⁵」を目的に制定された。同法の威力は絶大で、制定から半世紀を迎えようとしている今日に至るまでの間、アメリカ合衆国の連邦レベルにおける組織犯罪の取締りで中心的な役割を果たしてきた。

ただし、後述するように、連邦議会は、合衆国憲法上の制約を理由に、

[下] 商事法務1221号 (1990) 9-13頁、1222号 (1990) 33-36頁、同「アメリカの組織犯罪対策の現状」法学セミナー440号 (1991) 56-59頁、飯柴政次・千野啓太郎「アメリカにおける組織犯罪対策法制」ジュリスト970号 (1990) 47-52頁、大阪弁護士会民事介入暴力及び非弁護士活動対策委員会研究グループ「米国組織犯罪規制法 (RICO法) について」金融法務事情1286号 (1991) 18頁、丸秀康「ホワイト・カラー犯罪研究序説 - RICO -」中央大学大学院研究年報20号 (1991) 77-87頁、加藤久雄『組織犯罪の研究』(成文堂、1992) 83-95頁、門田成人「RICO法とアメリカ合衆国刑事法における基本原則の現代的意義 (一) - (三)」島大法学36巻3号 (1992) 1-20頁、同37巻1号 (1993) 85-112頁、同38巻2号 (1994) 33-62頁、高月昭年「アメリカ金融犯罪とRICO法 (3)」国際金融966号 (1996) 48-51頁、小早川義則「RICO法と刑事没収法」名城法学57巻3号 (2007) 23-62頁、野村貴光「過激派集団犯罪に対するRICO法の適用」比較法雑誌35巻3号 (2001) 238-248頁、野村健太郎「連邦RICO法における『エンタープライズ』の認定」比較法学44巻2号 (2010) 276-282頁、また、邦訳文献として、テランス・G・リード (佐伯仁志訳)「アメリカにおけるRICO法、マネーロンダリング法、没収法」ジュリスト970号 (1990) 52-56頁、リンダ・B・ラクディーア (松木和道訳)「民事・刑事で活用される米国の暴力団対策法」NBL545号 (1994) 8頁、G・E・リンチ (高木勇人・久山立能訳)「RICO法」警察政策研究3号 (1999) 52-72頁、G・E・リンチ (高木勇人・久山立能訳)「RICO法」警察学論集52巻5号 (1999) 90-120頁がある。さらに、本稿で取り上げていない民事RICOに関するものとして、田村泰俊『組織・企業と公的規制訴訟 - RICO法研究』(中央大学出版部、2001)、田上富信「アメリカにおける組織犯罪と民事責任」58巻1号 (2007) 25-57頁を参照。

4) See Sen. Rep. No. 91-617, 91st Cong., 1st Sess. at 76-78 (1969).

5) *Id.* at 923; see also *United States v. Turkette*, 452 U.S. 576, 589 n.11, 101 S.Ct. 2524, 69 L. Ed. 2d 246 (1981).

RICO 法の適用を、組織犯罪の関与者に限定しなかった。RICO 法が、立法当初より組織犯罪以外への適用も予定していたことは、その反復が同法違反の罪となる「ラケッティアリング活動」の対象に、組織犯罪と縁遠い郵便詐欺、通信詐欺、銀行詐欺などが含まれていることから窺うことができる。

このように、その対象として広範な犯罪を予定している RICO 法違反の罪の成立範囲を限定的に解釈することに、合衆国最高裁判所は、一貫して否定的で、重要な変更は立法によってなされるべきとの姿勢をとってきた⁶⁾。そうした傾向は、民事よりも、刑事において一層顕著である。その結果、RICO 法は、立法当初の想定をはるかに超えて、ホワイトカラー犯罪に対しても積極的に適用され⁷⁾、コンスピラシー罪⁸⁾ や郵便・通信詐欺罪⁹⁾ と並んで、ホワイトカラー犯罪と戦う検察にとって欠くことのできない重要な武器と位置づけられるようになってきている¹⁰⁾。したがって、RICO 法は、組織犯罪対策立法としての観点のみならず、経済刑法としての観点からも検討しておくべきであるといえよう¹¹⁾。

6) *Bridge v. Phoenix Bond & Indemnity Co.*, 553 U.S. 639, 660 128 S. Ct. 2131, 2145, 170 L. Ed.2d 1012 (2008).

7) Robert J. Anello and Miriam L. Glaser, *White Collar Crime*, 85 *FORDHAM L. REV.* 39, 46 (2016).

8) ホワイトカラー犯罪との関係で、コンスピラシー罪について論じたものとして、川崎友巳「アメリカ経済刑法におけるコンスピラシー罪の意義に関する一考察」同志社法学63巻1号(2011)475-526頁を参照。

9) 郵便詐欺罪・通信詐欺罪について論じたものとして、安井哲章「郵便詐欺罪の研究(一)・(二)」115巻11・12号(2009)1-33頁、同116巻11・12号(2010)1-25頁、川崎友巳「アメリカ郵便・通信詐欺罪における『無形の権利』の保護」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集下巻』(成文堂、2014)269-288頁、同「アメリカ経済刑法における郵便詐欺罪・通信詐欺罪の意義」同志社法学66巻2号(2014)1-66頁を参照。

10) *See*, Barry Tarlow, *The New Darling of the Prosecutor's Nursery*, 49 *FORDHAM L. REV.* 165, 169-70 (1980); Daniel Huynh, *Preemption v. Punishment: A Comparative Study of White Collar Crime Prosecution in the United States and the United Kingdom*, 9 *J. INT'L BUS. & L.* 105, 112-13 (2010).

11) ホワイトカラー犯罪の一環として、RICO 法について論じるものとして、OTTO G. OBERMAIER, et. al, *WHITE COLLAR CRIME: BUSINESS AND REGULATORY OFFENSES* §11.01-11.08 (2017); ELLEN S. PODGOR et. al., *WHITE COLLAR CRIME* 265-289 (2013); J. KELLY STRADER, *UNDERSTANDING WHITE COLLAR CRIME* §16.01-16.09 (3rd ed., 2011); JURIE R. OSULLIVAN, *FEDERAL WHITE COLLAR CRIME: CASE AND MATERIALS* 600-657 (2001); PAMELA H. BUCY, *WHITE COLLAR CRIME: CASE AND MATERIALS* 70-127

そこで、本稿では、上述した問題意識に立って、RICO法の枠組みを確認した後、同法が定める処罰規定の成立要件について整理する。さらに、RICO法上の犯罪に対する固有の抗弁についても目配りをしておきたい。そのうえで、最後に、アメリカ経済刑法におけるRICO法上の犯罪の意義について、若干の考察を加えたい。

II RICO法の生成と発展

1 RICO法制定までの動向

(1) 組織犯罪の深刻化 合衆国最高裁判所も指摘するように、「RICO法の立法史は、同法が、組織犯罪とその資金源への攻撃のための前例のない新たな武器を提供することを意図して制定されたことを、明確に示している¹²⁾」。アメリカ社会において、ギャングスターらによる犯罪は、都市部を中心に20世紀前半の禁酒法の時代に顕在化し、社会問題化していたが、そうした問題の深刻さは、第二次世界大戦後いよいよ増していった。1949年には、多くの新聞や雑誌において、全米規模の犯罪組織が、アメリカの主要都市の支配権を掌握しているとの事実が報じられ、警告が発せられた¹³⁾。そうした報道は、組織犯罪の影響を受けた地方行政や警察の腐敗を指摘したシカゴやカリフォルニアの犯罪対策委員会の調査結果とも一致していたことから、同年、全国1万以上の地方自治体を代表するアメリカ地方自治体協会(American Municipal Association)は、組織犯罪の影響力増大に対抗するために連邦政府に対策の強化を請願した¹⁴⁾。ところが、当時の連邦政府は、組

(1992). See also KATHLEEN F. BRICKEY, CORPORATE CRIMINAL LIABILITY § 7.01-7.48 (2nd ed. 1992 & Supp. 2018).

12) *Russello v. United States*, 464 U.S. 16, 26 (1983)

13) Randy D. Gordon, Of Gangs and Gaggles: Can a Corporation be Part of an Association-in-Fact RICO Enterprise? Linguistic, Historical, and Rhetorical Perspectives, 16 U. Pa. J. Bus. L. 973, 977 (2014).

14) THOMAS REPPETTO, AMERICAN MAFIA: A HISTORY OF ITS RISE TO POWER 254 (2004).

組織犯罪と戦うための手だてをもち合わせていなかったことから、まず、1950年に、連邦上院議会に、州際通商における組織犯罪の調査に関する上院特別委員会（キーフォーバー委員会）が設置された¹⁵⁾。

(2) キーフォーバー委員会　E・キーフォーバー上院議員を委員長とした特別委員会は、組織犯罪の実態や州際通商に及ぼす影響などについて「暗黒街」の重要人物、司法関係者、著名な政治家らに対する公聴会を開催し、その模様はテレビ中継され、社会的に大きな関心を集めることになった。三度の中間報告を挟んでまとめられたキーフォーバー委員会の最終報告書では、すべての街で、法の執行者である官僚の腐敗やギャングスターの犯罪の黙認が横行している事実に関する動かし難い証拠がそろっているというアメリカ社会の深刻な実態が明らかにされ、その対策として、従来、各州や地方自治体に委ねてきた犯罪対策への連邦政府の関与の必要性が説かれた¹⁶⁾。とくに、地方レベルで設立されていた犯罪対策委員会を、連邦レベルで創設すべきであると主張した点は、財務省や司法省の反対もあり、直ちには具体化しなかったが、後に、L・ジョンソン大統領による大統領令に基づき、1965年に設置される「法執行および司法行政に関する大統領委員会（The President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice）」として結実することになった。

(3) マクレラン委員会　また、1957年には、労働組合の不正経理の実態を調査するための上院特別委員会（マクレラン委員会）が設置された。J・マクレラン上院議員を委員長とした特別委員会は、1970年代まで活動を継続し、その中で、150万人にのぼる全米のトラック運転手で構成された労働組合チームスターユニオンの資金が、大量に犯罪組織に流れ、犯罪組織によるキューバからのヘロイン密輸にチームスターユニオンが関与するなど、両組

15) Harold Hinton, *Senate Fight Seen over Crime Hunt*, N.Y. TIMES, April 13, 1950, at 21.

16) See SENATE SPECIAL COMMITTEE TO INVESTIGATE ORGANIZED CRIME IN INTERSTATE COMMERCE, [First] Interim Report, S. Rep. No. 2370, 81st Cong., 2d Sess. (1950); Second Interim Report, S. Rep. No. 141, 82d Cong., 1st Sess. (1951); Third Interim Report, S. Rep. No. 307, 82d Cong., 1st Sess. (1951); Final Report, S. Rep. No. 725, 82d Cong., 1st Sess. (1951).

織が癒着している事実が明らかにされた(1957年)。マクレラン委員会では、犯罪組織からの内部密告者が公聴会に召喚され、その証言によって、犯罪組織が、それまで司法関係者が誰も知らなかった「コーサ・ノストラ」と称されていることや、「血の掟 (Omertà)」によって作り上げられていることなどの組織の実態が明らかにされていった(1963年)。

(4) L・ジョンソン大統領の組織犯罪対策 こうして次第に組織犯罪の実態が白日の下にさらされていく中で、RICO法の直接的な契機となったのが¹⁷⁾、1965年に、当時のL・ジョンソン大統領によって創設された「法執行および司法行政に関する大統領委員会¹⁸⁾」が公表した報告書『自由社会における犯罪の挑戦 (The Challenge of Crime in a Free Society)¹⁹⁾』(1967年)であった。同報告書は、急速に深刻化していたアメリカ合衆国の犯罪情勢をふまえて、警察、刑事裁判、犯罪者処遇といった刑事司法機関の改革や、薬物犯罪、酩酊犯罪、銃器規制などの個別犯罪類型に対する対策、さらには、進展する科学テクノロジーの刑事司法での活用や研究調査の積極支援にまで及ぶテーマについて検討を加え、勧告を行った。その第7章では、組織犯罪を主題として取り上げ、①それまで定まっていなかった「組織犯罪」の定義を確認した上で、②組織犯罪の魔の手が、違法賭博、高利貸し、薬物密輸・密売といった周知の活動にとどまらず、適法な経済活動にまで伸びている事態を指摘し、③そうした事態への対処方法として、組織犯罪を含むあらゆる犯罪との州レベルでの戦いを連邦政府が支援する必要性を説いた。RICO法との関連では、違法行為が、組織犯罪活動の一環として実行された場合に、より重い刑を科すことを可能にするための規定を新設すべき点が勧告され

17) Gerard E. Lynch, RICO: The Crime of Being a Criminal, Part I & II, (1987) 87 COLM. L. REV., 661, 667.

18) See Exec. Order No. 11,236 (July 23, 1965).

19) THE PRESIDENT'S COMMISSION ON LAW ENFORCEMENT AND ADMINISTRATION OF JUSTICE, THE CHALLENGE OF CRIME IN A FREE SOCIETY (1967) (同報告書の邦訳として、アメリカ合衆国刑事司法の運営に関する大統領諮問委員会(法務省法務総合研究所訳)『自由社会における犯罪の挑戦(一) — (三)』(法務総合研究所、1968)を参照〔組織犯罪に関する第7章は、(三)に所収〕).

た²⁰⁾。

報告書の結論を受けて、L・ジョンソン大統領は、1969年に、地方、州、および連邦政府が協力し、組織犯罪と戦うための長期行動計画の策定に着手し、州と地方の法執行機関に対して、情報の交換、司法省からの研修セミナーの受入れ、州単位での組織犯罪対策機関の創設、地域社会への啓発活動などを奨励し、これらの努力をさらに進めるために、組織犯罪対策予算を増額した。こうした政策と歩調を合わせる形で、連邦議会では、連邦法における組織犯罪対策の強化を図った RICO 法案が提案されたのである。

(5) RICO 法の制定 前にも触れたように、当初の法案では、組織犯罪を取り締まるための新しい連邦犯罪の適用対象は、コーサ・ノストラなどの犯罪組織関係者に限定されていた。しかし、そうした特定の集団に所属する者を対象にした刑事立法は、結社の自由を認めた合衆国憲法修正第1条に抵触し、身分に基づく犯罪の創設を無効とした合衆国最高裁判所の決定に反するなどとして多くの支持を得られず、否決された²¹⁾。このため、RICO 法案の共同提案者の一人であった R・ポフ下院議員が説いたように、連邦議会は、「組織犯罪と戦うための強力で、効果的な手段を導入すると同時に、立法によって影響を受ける全ての者を公平に扱う²²⁾」という難題に取り組む必要に迫られた。その結果として、連邦議会は、組織犯罪による合法ビジネスへの影響を根絶するという立法趣旨をよそに、RICO 法が、文言上、その適用範囲を組織犯罪以外にまで拡大する余地を、法案段階から意識的に包含する道を選択したのである。こうして、1970年に、合法ビジネスへの悪影響を危惧する反対派の声²³⁾を抑え込む形で、RICO 法案は連邦議会によって可決され、当時の大統領 R・ニクソンの署名を経て成立の運びとなった²⁴⁾。

20) THE PRESIDENT'S COMMISSION ON LAW ENFORCEMENT AND ADMINISTRATION OF JUSTICE, *supra* note 19, at 203.

21) 116 Cong. Rec. 35,343-35,346 (1970). *See also* Moss v. Morgan Stanley Inc., 719 F.2d 5, 21 n.17 (2d Cir. 1983), *cert. denied* 465 U.S. 1025 (1984).

22) 116 Cong. Rec. 35,343-35,204 (1970).

23) *See, e.g.*, Remarks of Rep. Mikva, 116 Cong. Rec. 35,342-35,343 (1970).

24) RICO 法制定までの連邦議会での議論状況を詳細に紹介する邦語文献として、増田生成「米

2 RICO 法改正の歩み

(1) 21世紀までの展開 連邦議会は、RICO法の制定後も、その実効性を担保するために、幾度ももの改正を実施してきた²⁵⁾。たとえば、1978年の改正では、その反復がRICO法違反の罪を構成する前提行為のリストに、密輸たばこ取引関連（合衆国法典第18編2341条—2346条）が追加された²⁶⁾。

1984年には、①1984年包括犯罪統制法（Comprehensive Crime Control Act of 1984）において、1963条の没収収益の明確化等が図られるとともに、前提行為のリストに、わいせつ物頒布（州法および合衆国法典第18編1461条—1465条）や外貨取引の報告義務違反が追加され²⁷⁾、②前提行為に、盗難自動車の州際間輸送関連（第2312条および第2313条）や一定の自動車または自動車の部品の取引関連犯罪（合衆国法典第18編2320条〔現在は、2321条〕）が追加された²⁸⁾。1986年刑法および手続技術的改正法（Criminal Law & Procedure Technical Amendments Act of 1986）の制定によって、前提行為に、証人、被害者または情報提供者への威迫関連犯罪（1512条）、証人、被害者または情報提供者への報復関連犯罪（1513条）が追加され²⁹⁾、1988年反薬物濫用法（Anti-Drug Abuse Act of 1988）では、終身刑が規定された前提行為についてのRICO法違反の法定刑としての終身刑が定められ、前提行為に、クレジットカード詐欺（合衆国法典18編1029条）、雇用殺人（同1958条〔従前は1952A条に規定〕）、子どもの性的搾取関連犯罪（同2251条・2252条）が追加され³⁰⁾、1989年金融機関改革救済執行法（Financial Institutions Reform,

国連邦のRICO法—その制定経過と主要な改正（一）」レファレンス583号（1999）6—86頁。

25) RICO法の主要な改正を詳細に整理した邦語文献として、増田生成「米連邦RICO法—その制定経過と主要な改正（二）」レファレンス584号（1999）5—42頁。

26) Pub. L. No. 95-575, § 3 (c), 92 Stat. 2465 (1978).

27) Comprehensive Crime Control Act of 1984, Pub. L. No. 98-473, Title II, §§ 302, 901 (g), 1020, 2301, 98 Stat. 2040, 2136, 2143, 2192 (1984) (effective October 12, 1984).

28) Pub. L. No. 98-547, Title II, § 205, 98 Stat. 2770 (1984) (effective Oct. 25, 1984).

29) Criminal Law & Procedure Technical Amendments Act of 1986, Pub. L. No. 99-646, § 50, 100 Stat. 3605 (1986).

30) Anti-Drug Abuse Act of 1988, Pub. L. No. 100-690 (Nov. 18, 1988).

Recovery and Enforcement Act of 1989) では、前提行為に銀行詐欺 (合衆国法典18編1344条) が追加された³¹⁾。

1990年犯罪統制法 (Crime Control Act of 1990) では、前提行為から、子どもの性的搾取関連犯罪 (同2251条・2252条) が削除された。1994年暴力犯罪および法執行法 (Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994) では、1961条の「規制薬物またはリストに示された化学物質」の文言が、「麻薬その他の危険薬物」に修正され、前提行為に、合衆国への子どもの性的描写物輸入罪が追加され、子どもの性的搾取関連犯罪が、再度、追加された³²⁾。1996年反テロリズムと実効的死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996) では、著作権侵害や偽ブランド品の売買などの知的財産犯罪や移民法違反関連犯罪が前提行為のリストに追加された³³⁾。

このように前提行為のリストが拡張されていく中で、1995年には、こうした流れに反して、私募証券訴訟改革法 (Private Securities Litigation Reform Act) により、証券詐欺罪を前提犯罪から削除する改正が施された³⁴⁾。その立法意図は、多数にのぼる軽微な証券詐欺のケースについて、民事 RICO 訴訟が濫用されることを防止することにあつた³⁵⁾。

(2) 21世紀の動向 21世紀の RICO 法改正は、9・11同時多発テロ事件を受けて、2001年に制定された「愛国者法 (the Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001 (USA Patriot Act))」に始まる。同法は、テロ対策の一環として、RICO 法違反の罪の成立要件となる前提行為に合衆国

31) Financial Institutions Reform, Recovery and Enforcement Act of 1989, Pub. L. No. 101-73, Title IX, § 968, 103 Stat. 506 (Aug. 9, 1989).

32) Pub. L. No. 103-322, Title IX, § 90104, Title XVI, § 160001 (f), Title XXXII, § 33021 (1), 108 Stat. 1987, 2037, 2150 (1994).

33) Anti-Counterfeiting Consumer Protection Act of 1996, Pub. L. No. 104-153 [S. 1136] § 1, 2, 3, 4, 5, 110 Stat. 1386 (ACPA); Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996, PL 104-132 [S. 433], April 24, 1996, 110 Stat. 1214.

34) Pub. L. No. 104-67 § 107, 109 Stat. 737 (1995).

35) Mathews v. Kidder, Peabody & Co., 161 F.3d 156, 164 (3d Cir. 1998) (quoting 141 CONG. REC. H2771 (daily ed. Mar. 7, 1995) (statement of Rep. Cox))

法典18編2332 b 条(g)項(5)号(B)のリストに掲げられた正式起訴による犯罪として、約50種類に及ぶ犯罪を追加した³⁶⁾。この改正以後、2332条の規制対象拡大のための法改正は、それが、本来的には RICO 法違反の罪の適用範囲を画することを目的とした規定ではないにもかかわらず、同時に、そうした派生効果をもたらすことになった³⁷⁾。

たとえば、2002年テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約履行法 (The Terrorist Bombing Convention Implementation Act of 2002) では、合衆国法典18編 2332 f 条 (公共の場所または施設の爆破関連) および2339 C 条 (テロ資金供与関連) が2332 b 条(g)項(5)号(B)に追加され³⁸⁾、2004年情報活動改革およびテロ防止法 (The Intelligence Reform and Terrorism Prevention Act of 2004) では、2332 b 条(g)項(5)号(B)の(i)に、合衆国法典18編1361条 (政府の財産または契約関連)、同2156条 (国防物資、土地建物、または公益事業関連)、同832条 (合衆国に対する核および大量破壊兵器核の脅威関連)、同2332 g 条 (航空機破壊用ミサイルシステム関連)、同2332 h 条 (放射線拡散装置関連)、同175 c 条 (痘瘡ウイルス関連) が追加され、2332 b 条(g)項(5)号(B)の(ii)に、合衆国法典42編2122条 (核兵器管理禁止関連) が追加された³⁹⁾。

また、2003年人身売買被害者保護再授權法 (The Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003) は人身売買対策の強化の一環として、1961条(1)項(B)号の前提行為のリストに、強制労働 (1589条)、拷問、奴隷、非自発的兵役、強制労働に関する人身売買 (1590条)、子供の性的強制、詐欺、強要目的の密輸 (1591条) を追加した⁴⁰⁾。同様に、2005年人身売買被害者保護再授權法 (Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2005) は、

36) Pub. L. No. 107-56, Title VIII, § 813, 115 Stat. 382 (2001).

37) THE STAFF OF THE ORGANISED CRIME AND GANG SECTION U.S. DEPARTMENT OF JUSTICE, CRIMINAL RICO: 18 U.S.C. §§1961-1968: A MANUAL FOR FEDERAL PROSECUTORS 8-13 (6th rev. ed., 2016).

38) Pub. L. No. 107-197, 116 Stat. 721,728 (2002).

39) Pub. L. No. 108-458, 118 Stat. 3638, 376A2, 3769, 3774 (2004).

40) Pub. L. No.108-193, Sec. 5 (b), 117 Stat. 2875, 2879 (2003).

人身売買、負債返済のための労働、奴隷、不任意の労役、強制労働を促進するための文書に関連した違法行為（1592条）を前提行為に追加した⁴¹⁾。

さらに、2009年制定法上の期限計算に係る技術的修正に関する法（The Statutory Time-Periods Technical Amendment Act of 2009）は、1963条(d)項(2)号に定められている一時的拘束命令の期間を10日以内から14日以内に修正し⁴²⁾、2012年処方薬安全法（Strengthening and Focusing Enforcement to Deter Organized Stealing and Enhance Safety (SAFE DOSES) Act of 2012）は、処方薬と医療機器の窃盗を、従来より前提行為として規定されていた合衆国法典18編1952条を加えることで、それらの犯罪を前提行為のリストに追加し⁴³⁾、2013年の女性に対する暴力禁止再授權法は、1961条(1)号(B)の前提行為のリストに、外国労働契約における詐欺に関連する犯罪（1351条）を追加した⁴⁴⁾。

Ⅲ RICO 法の現在

1 RICO 法の規定

こうした度重なる改正を経て、今日を迎えた、RICO 法上の犯罪およびその刑罰を定めた現行の合衆国法典第18編1961条から1963条の内容は、次のとおりである⁴⁵⁾。

合衆国法典第18編1961条 定義

本章で用いる

(1) 「ラケッティアリング活動 (racketeering activity)」とは、(A)謀殺、誘拐、賭博、放火、

41) Pub. L. No. 109-164, Title 1, Sec. 103 (c), 119 Stat. 3558, 3563 (2006).

42) Pub. L. No. 111-16, Sec. 3 (4), 123 Stat.1607 (2009).

43) Pub. L. No. 112-186 § 4 (b), 126 Stat. 1427, 1428-29 (2012).

44) Pub. L. No. 113-4, Title XII, § 1211 (a), 127 Stat. 142 (2013).

45) 民事 RICO に関するものも含め、RICO 法の全訳として、大阪弁護士会民事介入暴力及び非弁護士活動対策委員会研究グループ訳「<資料> RICO 法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organization) 全訳文」金融法務事情1286号 (1991) 29-23頁。

強盗、賄賂、恐喝、わいせつ物の取引もしくは、規制薬物もしくは(規制薬物法102条に定められた)リストにあげられた薬物の取引に関連する行為もしくは脅迫で、州法に基づき起訴することができ、かつ1年以上の拘禁刑に処すことが可能なもの、(B)合衆国法典第18編の次のいずれかの規定に基づき正式起訴が可能なあらゆる行為、すなわち、第201条(賄賂関連)、第224条(スポーツ賄賂関連)、第471条、第472条および第473条(偽造犯罪関連)、第659条に基づき正式起訴が可能な行為が重罪のときの第659条(州際間輸送貨物窃盗関連)、第664条(年金もしくは社会保障基金からの横領関連)、第891条—第894条(不当な信用取引関連)、第1028条(身分証明書に関する詐欺および関連行為関連)、第1029条(アクセス・デバイスに関する詐欺および関連行為関連)、第1084条(賭博情報の伝達関連)、第1341条(郵便詐欺関連)、第1343条(通信詐欺関連)、第1344条(金融機関詐欺関連)、第1351条(外国労働契約関係における詐欺関連)、第1425条(不法な市民権もしくは国籍取得関連)、第1426条(帰化もしくは市民権に関する文書の複製関連)、第1427条(帰化もしくは市民権に関する文書の販売関連)、第1461条—第1465条(わいせつ物関連)、第1503条(司法妨害関連)、第1510条(犯罪捜査妨害関連)、第1511条(州もしくは地区の法執行妨害関連)、第1512条(証人、被害者もしくは情報提供者への威迫関連)、第1513条(証人、被害者もしくは情報提供者への報復関連)、第1542条(パスポートの申請および使用における虚偽申請関連)、第1543条(パスポートの偽造もしくは虚偽使用関連)、第1544条(パスポートの不正使用関連)、第1546条(ビザ、入国許可証およびその他の書類に関する詐欺および不正使用関連)、第1581条—1592条(強制労働、奴隷および人身売買関連)、第1831条および1832条(経済スパイおよび営業秘密の窃盗関連)、第1951条(商取引への干渉、強盗もしくは強要関連)、第1952条(ラケットティアリング関連)、第1953条(賭博設備の州際間輸送関連)、第1954条(不法な厚生年金の支払い関連)、第1955条(違法な賭博ビジネスの禁止関連)、第1956条(支払手段の洗浄関連)、第1957条(特定的不法活動からもたらされた金銭取引への従事関連)、第1958条(雇用殺人の実行における州際間通商設備の使用関連)、第1960条(違法な送金者関連)、第2251条、2251A条、2252条および2260条(子どもの性的搾取関連)第2312条および第2313条(盗難自動車の州際間輸送関連)、第2314条および2315条(盗品の州際間輸送関連)、第2318条(音声記録、コンピュータプログラムもしくはコンピュータプログラムの文書、もしくは映画やその他のオーディオビジュアル作品のパッケージの偽造ラベルの取引関連)、第2319条(刑法上の著作権侵害関連)、第2319A条(生演奏の音声記録もしくはミュージックビデオの無許可収録および取引関連)、第2320条(偽造マークと結びついた商品もしくはサービスの取引関連)、第2321条(一定の自動車もしくは自動車の部品の取引関連)、第2341条—第2346条(密輸たばこ取引関連)、第2421条—第2424条(売春婦取引関連)、第175条—178条(生物兵器関連)、第229条—229F条(化学兵器関連)、もしくは第831条(核物質関連)に基づき正式起訴が可能なあらゆる行為、(C)合衆国法典第29編第186条(労働者の組織への支払いやローンの制限)もしくは第501(c)条(組合基金からの横領関連)に基づき正式起訴が可能なあらゆる行為、(D)第11編に基づく事案に関連する詐欺(同編第157条に基づく事案を除く)、証券の販売に關す

る詐欺、もしくは重罪となる規制薬物もしくは（規制薬物法102条に定められた）リストにあげられた薬物の製造、輸入、受領、隠蔽、購入、販売、もしくはその他の取引に関連するあらゆる犯罪で、合衆国のいずれかの法によって処罰することができるもの、(E)通貨および外国取引報告法に基づき正式起訴が可能なあらゆる行為、(F)移民および国籍法第274条（一定の外国人の国内呼入れ、もしくは隠避関連）、第277条（一定の外国人の合衆国への入国の支援もしくは援助関連）もしくは第278条（不道徳な目的での外国人の移入関連）に基づき正式起訴が可能なあらゆる行為であって、当該法令の当該条項に基づき正式可能な行為が利得目的で実行されたもの、または、(G)第2332条(8)(5)(B)のリストに掲げられたいずれかの規定に基づき正式起訴が可能なあらゆる行為を意味する。

- (2) 「州 (State)」とは、合衆国のすべての州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州、合衆国のあらゆる領土または占有地、あらゆる下級行政機関、あらゆる部局、省庁またはそれらの機関を意味する。
- (3) 「者 (person)」とは、財産に関して法的権利または受益権を保持する能力のあるあらゆる個人または主体を含意する。
- (4) 「エンタープライズ (enterprise)」とは、あらゆる個人、パートナーシップ、法人、社団、またはその他の法的主体、および法的主体でなくとも、事実上、結びつきあった個人の結合体またはグループを含意する。
- (5) 「ラケッティアリング活動のパターン (pattern of racketeering activity)」とは、少なくとも、二個のラケッティアリング活動に関する行為で、そのうち一個が本章の施行後に行われ、最終のものが、その前のラケッティアリング活動の実行から10年以内（拘禁刑の執行期間を除く）に行われたことを必要とする。
- (6) 「不法債権 (unlawful debt)」とは、(A)合衆国、州またはそれらの下位の行政機関の法令に違反し、または、高利に関する法令のため、州法または連邦法の下で、元金もしくは利息の全部または一部に執行不能である賭博活動で発生し、または負った債権、または(B)合衆国、州またはそれらの下位の行政機関の法令に違反した賭博に関する事業、もしくは、州法もしくは連邦法の下で、高利での金銭または有価物品の貸与に関する事業で、利息が執行可能な利率の二倍以上である債権を意味する。
- (7) 「ラケッティアリング捜査官 (racketeering investigator)」とは、司法長官によって任命され、本章を執行または遂行する義務を負う検察官または捜査官を意味する。
- (8) 「ラケッティアリング捜査 (racketeering investigation)」とは、本章の違反に関与している者の有無、または合衆国の裁判所の最終的な命令、決定、判決のいずれかの違反に関与している者の有無を確認する目的で、ラケッティアリング捜査官によって行われ、本章の下で提起されたあらゆる事件または手続について適正に始められた、あらゆる捜査を意味する。
- (9) 「文書資料 (documentary material)」とは、あらゆる帳簿、書類、文書、記録、録音その他の資料を含意する。
- (10) 「司法長官 (Attorney General)」とは、合衆国司法長官、合衆国司法副長官、合衆国司法次官、あらゆる合衆国司法長官補佐官、もしくは司法省のあらゆる職員、また

は、本章において司法長官に与えられた権限を遂行するために司法長官によって任命された合衆国の任意の部局もしくは機関の職員を含意する。任命された部局または機関は、本章によって認められている捜査の中で、いずれも本章の捜査規定または法令で認められているそれらの部局または機関の捜査権限のいずれかを用いることができる。

合衆国法典第18編第1962条 禁止行為

- (a) その者が、合衆国法典第18編第2条の意味の範囲内において、正犯として関与したラケットティアリング活動のパターン、または、不法な債権の回収を通じて、直接または間接にもたらされたあらゆる利得を受領し、州際通商もしくは外国貿易に従事するエンタープライズ、またはその活動が州際通商もしくは外国貿易に影響を及ぼすエンタープライズの権益の取得、設立または運営に、そのような利得の全部もしくは一部またはそれらの収益を、直接または間接に使用または投資した者は、何人も、不法となるものとする。ただし、投資の目的での公開市場での有価証券の買付けで、発行人を支配し、もしくは支配に関与し、または、他の者がそうするのを幫助する意図がないものは、発行人の証券が、当該買付け後、購入者、直系親族、またはラケットティアリング活動のパターンまたは、不法債権の回収の共犯者によって保有され、いずれか1つの種類の証券の1パーセントに満たず、法律上または事実上のいずれにおいても、発行会社における一人または複数の取締役の選任権を与えられないときは、本項に基づき不法とはならないものとする。
- (b) ラケットティアリング活動のパターンもしくは不法な債権の回収を通じて、直接もしくは間接に、州際通商もしくは外国貿易に従事し、またはその活動が州際通商もしくは外国貿易に影響を与えているあらゆるエンタープライズの権益もしくは支配権を取得もしくは維持することは、不法となるものとする。
- (c) 州際通商もしくは外国貿易に従事し、またはその活動が州際通商もしくは外国貿易に影響を与えているエンタープライズによって雇用され、またはエンタープライズと関係を有する者が、ラケットティアリング活動のパターン、または不法な債権の回収を通じて、直接または間接に、そうしたエンタープライズの業務に関する行為を行い、または行為に関与することは、不法となるものとする。
- (d) 本条の(a)項、(b)項、または(c)項のいずれかの条項に違反することを共同謀議する者は、何人も不法となるものとする。

合衆国法典第18編第1963条——刑 罰

- (a) 本章第1962条のいずれかの規定に違反した者は、何人も、本編の罰金刑、または20年以下の拘禁刑（もしくは、違反が、法定刑の上限に終身刑を含むラケットティアリング活動に基づくときは終身刑を含む）またはその両方の刑に処されるものとし、州法の規定にかかわらず、次に掲げるものは、合衆国に没収するものとする。
- (1) 1962条に違反して取得または維持した利益、
 - (2) その者が、1962条に違反して、設立し、運営し、管理し、業務に関する行為を行

い、または業務に関する行為に関与したエンタープライズのあらゆる

- (A) 権益、
- (B) 有価証券、
- (C) 請求権、もしくは
- (D) 財産もしくは影響力の源泉となる種類の契約上の権利、および、

- (3) 1962条に違反して、ラケットティアリング活動または不法債権の回収を通じて、直接または間接に取得した収益で構成されている、またはそこからもたらされた財産。

裁判所は、その者に刑を言い渡すに当って、本条に基づき科せられたその他の刑罰に加えて、本項に掲げられたすべての財産の合衆国への没収を命ずるものとする。本条で認められている罰金の代わりに、犯罪から利益またはその他の収益を得た被告人は、総利益またはその他の収益の二倍以下の罰金を科せられる。

- (b) 本条に基づく刑事没収に関連する財産には、次のものを含む。

- (1) 土地に生息し、土地に付着し、または土地で発見されたものを含めた不動産、および、

- (2) 権利、特権、権益、債権、有価証券を含む有形無形の個人財産

- (c) (a)項に記載されている財産に関するすべての権利、権原および権益は、本条に基づく没収の原因となった行為の実行により合衆国に帰属する。被告人以外の者に移転されたあらゆる財産は、譲受人が、(1)に基づく聴聞会で、自らが、財産の価値について善意の購入者であり、取得時に、合理的に財産が本条の下で没収の対象であると信じる理由を有さなかったと証明した場合を除き、没収の特別判決の対象となりえ、その後、合衆国への没収を命じられるものとする。

- (d)

- (1) 裁判所は――

- (A) 本章の第1962条違反に関する正式起訴もしくは略式起訴において、命令で没収されようとしている財産が、本条に基づき没収の対象となると主張する際に、または、

- (B) そのような正式起訴もしくは略式起訴に先立って、財産に対して権利を有する者への通知および聴聞の機会の後に、裁判所が、

- (i) 合衆国が没収に関する争点で勝訴する実質的な可能性があり、命令を発せられないと、財産が破壊され、裁判所の管轄から移転され、もしくは、そのほかの理由で没収不能に陥り、かつ、

- (ii) 求めのあった命令を発することにより、財産の利用可能性を維持する必要性が、命令を発せられた相手方の不利益よりも重要であると判断する際に、

合衆国の求めに応じて、一方的緊急差止命令もしくは差止命令を発するか、もしくは十分な実質的履行保証を要求するか、もしくは、本条(a)項に記載された財産の利用可能性を維持するためのその他の措置をとることができる。

ただし、サブパラグラフ(B)に基づいて発せられた命令は、裁判所が正当な理由により延長した場合を除き、もしくはサブパラグラフ(A)に記載された正式起訴もしくは略式起訴がなされない限り、90日を超えて効力を生じないものとする。

(2) 略式起訴または正式起訴が、財産に関してなされていない場合で、合衆国が、有罪判決が出ると、その命令が求めている財産が、本条に基づいて没収の対象となり、告知の提供が、没収対象財産の利用可能性を危うくすると信じる相当な理由が存在すると合衆国が証明したとき、本サブセクションに基づく一時的な一方的緊急差止命令は、合衆国の求めに応じて、告知または聴聞の機会なしに発せられる。

そうした一時的な命令は、示された正当な理由により延長された場合を除き、または、命令の相手方が、期間の延長に同意した場合を除き、発せられた日から14日以内に期間を満了するものとする。本パラグラフに基づき発せられた命令に関する聴聞は、できるだけ早く、一時的な命令が満了する前に行われなければならない。

(3) 裁判所は、本項に従って開催される聴聞で、連邦証拠規則の下では認められない証拠および情報を受領し、検討することができる。

(e) 本条に基づく対象者への有罪判決に関して、裁判所は、合衆国への財産の没収の判決を言い渡し、司法長官に、裁判所が適正と判断した期間および条件に従って没収を命じられたすべての財産を差し押える権限を与えるものとする。裁判所は、財産の没収を公示する命令を発した後、合衆国の申立てに基づき、適切な一方的緊急差止命令または差止命令を発し、十分な実質的履行保証を要求し、受領者、財産管理人、鑑定人、会計士、もしくは受託者を任命し、または没収を命じられた財産に対する合衆国の利益を保護するためのその他の措置を講じることができる。本条に基づいて没収を命じられたエンタープライズまたはエンタープライズの権益に生じた、またはそれらから派生した利得は、法令で求められ、または合衆国もしくは第三者の権益を守るために必要なとき、通常必要な経費と相殺するために用いることができる。

(f) 司法長官は、本条に基づいて没収された財産の押収の後で、あらゆる善意者の権利についての適正な規定を設け、売却またはその他の商業的に実行可能な手段による財産の処分を指示するものとする。合衆国が行使できず、または価値を合衆国に譲渡できないあらゆる財産権または権益は、喪失し、被告人には戻らならないものとし、また、被告人または被告人と共同して、もしくは被告人のために行動する者は、合衆国が行う売却において没収された財産を購入する資格をもたないものとする。被告人または被告人と共同して、もしくは被告人のために行動する者以外の申立人が、財産の売却または処分を進めることで回復不能な危害、損害または損失を招くことを証明したとき、その者の申立てに基づき、裁判所は、没収の原因となる刑事事件の上訴の終結までの間、財産の売却または処分を制限または停止することができる。

合衆国法典第31編3302条(b)項にかかわらず、本条に基づき没収された財産の売却、または、その他の処分の収益および没収した金銭は、差押費用、処分までの維持および管理、広告の費用および裁判費用の支払いを含め、没収および売却のためのすべての適正な経費を支払うために使用されるものとする。司法長官は、かかる経費の支払い後に残った収益または金額を財務省に預託するものとする。

(g) 本条に基づき没収を命じられた財産に関して、司法長官は、次の権限を有する。

(1) 没収の軽減もしくは免除の申立てを承認し、本章の違反の被害者に対して没収された財産を返還し、または正義のために、本章と規定と矛盾しないように、善意者

の権利を保護するためのその他の措置をとる

- (2) 本条に基づき、発生した補償の請求と和解する、
 - (3) 本条に基づく没収をもたらす情報を提供した者への報酬の支払いを承認する、
 - (4) 善意の者の権利について十分備えた上で、競売またはその他の商業的に実行可能な手段により、本条に基づいて没収されたすべての財産を、合衆国によって処分するように指示する、および、
 - (5) 本条に基づき、その処分を延期し、没収を命じられた財産の保護および保全のために必要な適切な措置をとる。
- (h) 司法長官は、次の点に関して規則を公布することができる。
- (1) 本条に基づいて没収を命じられた財産に利害関係を有する可能性のある者に通知する合理的な努力の実施、
 - (2) 没収の軽減または免除のための申立の承認、
 - (3) 本章に基づき没収の軽減または免除の申立をした犯罪の被害者への財産の返還
 - (4) 競売またはその他の商業的に実行可能な方法による没収された財産の合衆国による処分
 - (5) 処分が延期された、本条に基づいて没収された財産の保全および保管、および
 - (6) 本章に基づいて発生した補償の請求との和解。

そうした規則の公布の延期にあたって、財産の処分もしくはその売却からの収益、または関税法違反に対する没収の軽減もしくは免除、没収に関する請求の和解、ならびにそうした没収に関する情報提供者への報酬の裁定に関する法令のあらゆる規定は、適用可能で、本条の規定に矛盾しない範囲で、本条の規定に基づいて受け、または受けるとされる没収に適用されるものとする。税関当局または関税法に基づく財産の処分に関して課される義務は、本章に基づき、司法長官によって履行されるものとする。

- (i) (1)項に規定されている場合を除き、本条に基づく没収の対象となる財産について権益を主張する当事者は—
- (1) 本条に基づく当該財産の没収にかかる刑事裁判の正式審理または上訴に干渉することはできず、また、
 - (2) 財産が本条に基づき没収の対象となると申し立てた正式起訴または略式起訴の後に、当該財産についての権益を主張する正当性に関して、合衆国に対するコモンスローまたはエクイティ上の訴訟を開始することができない。
- (j) 合衆国連邦地方裁判所は、本条に基づいて没収されうる財産、または本条に基づいて没収を命じられた財産の所在地に関わりなく、本条に規定する命令を発する裁判管轄権を有するものとする。
- (k) 没収を宣告された財産の特定または所在確認を容易にし、没収の軽減または免除についての申立てに関する処分を容易にするため、合衆国への財産の没収を宣言する命令を発した後、合衆国の申立てに基づき、裁判所は、没収された財産に関する証人の証言が、宣誓証言によって行われ、特権を有さない指定されたあらゆる帳簿、書類、文書、記録、録音その他の資料が、刑事手続に関する連邦規則のルール15に基づく証

言録取について規定されているのと同じ方法で、同一の時間に同一の場所で作成されるように、命令することができる。

(1)

- (1) 本条に基づき没収に関する命令を発した後、合衆国は、司法長官が指示する方法により、命令の通知およびその財産を処分する意思について公表するものとする。政府は、実行可能な限度で、通知された者に関する通知の公表の代わりとして、没収に関する命令の対象である財産への権益を主張していると認識されている者に、直接書面で通知することができる。
- (2) 本条に従って、合衆国への没収を命じられた財産に対する法的権利を主張する被告人以外の者は、何人も、通知の最終公表または第1項に基づく通知の受領の日から30日以内のいずれか早く達するまで、その財産に対して、自らの主張した権益の妥当性を判断するための聴聞を、裁判所に請求することができる。聴聞は、法廷において、陪審なしで行わなければならない。
- (3) 請求は、偽証罪の刑罰の下で、請求者によって署名され、請求者の財産における権利、権原または権益の性質および範囲、請求者の権利、権原または権益の取得の時間および状況、請求者の主張を補強する付加的事実、ならびに、求めている救済内容を記載するものとする。
- (4) 請求についての審問は、実行可能で、正義の利益に合致する限りは、請求の日から30日以内に行うものとする。裁判所は、請求についての聴聞を、本項に基づく被告人以外の者により提起されたその他の請求についての聴聞と統合することができる。
- (5) 聴聞において、請求者は、自らのために証拠および証人を提示し、聴聞に出廷した証人を反対尋問することができる。合衆国は、反証、および財産に対する自らの主張を防御するために証拠と証人を提示し、聴聞に出廷した証人を反対尋問することができる。聴聞で提示された証言および証拠に加えて、裁判所は、没収に関する命令が下された刑事裁判の記録の関連部分を考慮するものとする。
- (6) 聴聞の後、裁判所は、請求者が、証拠の優越によって、
 - (A) 財産について法的権利、権原もしくは権益を有し、被告よりもむしろ請求者に付与されたか、もしくは、本条に基づく財産の没収の原因となった行為の実行の時点で、被告の権利、権原もしくは権益よりも勝っていたため、そうした権利、権原もしくは権益が、没収に関する命令の全部もしくは一部を無効にすると判断したとき、または、
 - (B) 請求者が、その財産における権利、権原、もしくは権益の価値について善意有償の第三者であり、購入時には、財産が、本条に基づく没収の対象であると信じる合理的な理由がなかった立証したと判断したとき、裁判所は、その決定に従って没収の命令を改めるものとする。
- (7) 本項に基づいて提起されたすべての請求に関する裁判所の処分の後、または、そうした請求の提起のためにパラグラフ(2)に規定された期限内に、そうした請求が提起されなかったときでも、合衆国は、没収に関する命令の対象である財産の権原を

明確にし、その後の購入者または譲受人に対して適当な権原を保証することができる。

- (m) (a)項に記載された財産のいずれかが、被告人の作為または不作為の結果として、
- (1) 相当の注意を尽くしていたと位置づけられないとき、
 - (2) 第三者に移転、売却もしくは預託されたとき、
 - (3) 裁判所の管轄の外に存在しているとき、
 - (4) 実質的に価値が減少したとき、または、
 - (5) 分別することが困難なほど、他の財産と混じり合っているとき
- 裁判所は、(1)号から(5)号に記載された財産の価値まで他の被告の財産の没収を命じるものとする。

2 RICO 法の構造

(1) 3つの禁止行為とコンスピラシー RICO 法は、同法違反の罪の成立要件を定めるに当たっての重要な意義を有するラケッティアリング活動などの語句を定義する規定をおいた上で、3つの禁止行為とその共同謀議を犯罪として定め、それらの犯罪を行った者への刑罰と没収（刑事および民事）を規定するという、きわめてシンプルな構造でできあがっている。

このうち、RICO 法が定める3つの禁止行為とは、以下のように整理することができる。第1に、ラケッティアリング活動によってもたらされた収益の、企業などのエンタープライズの支配等目的での使用（1962条(a)項）である。こうした行為は、「違法ギャンブルをはじめとする犯罪収益によって、適法な団体を支配する⁴⁶⁾」という「議会が、立法当初より想定していた古典的なマフィアの投資事案⁴⁷⁾」を規制の対象としている。違法資金の適法なビジネスへの流入の阻止を企図している点で、マネーロンダリング規制の先駆的な規定との評価も加えられている⁴⁸⁾。具体例としては、麻薬取引の収益を、アラスカの金山での採掘事業に投資した事案などがあげられる⁴⁹⁾。また、ホワイトカラー犯罪への適用例としては、製油会社が、低い品質等級の粗製油

46) DAVID B. SMITH & TERRANCE G. REED, CIVIL RICO § 5.02 [1] n.4 (1987 & Supp. 1997).

47) *Id.* at § 5.02 [1].

48) リンチ（高木・久山訳）・前掲注3) 54頁も参照。

49) *United States v. Robertson*, 514 U.S. 669 (1995).

に、高い品質等級の粗製油のラベルを貼り、収益7億ドル以上を不正に獲得し、その収益を自らが出資するパートナーシップに投資したというものがある⁵⁰⁾。

第2に、ラケッティアリング活動のパターンによる企業などのエンタープライズの権益または支配権の取得または維持(同条(b)項)であり、適法なエンタープライズを支配するためにラケッティアリング活動を用いる場合を規制の対象としている⁵¹⁾。被告人が、ラケッティアリング活動のパターンからの収益を受領したことを犯罪成立要件としていない点で、前項の犯罪と異なるが、前項の犯罪と同様、適用例はきわめて少ない⁵²⁾。具体例としては、強要や謀殺などを通じての労働組合を支配することなどが、これに当たる⁵³⁾。

第3に、企業などのエンタープライズに雇用されている者などが、ラケッティアリング活動のパターン、または不法な債権の回収や活動を通じて、そうしたエンタープライズの業務に関する行為を実行し、または実行に関与することである(同条(c)項)。後述するように、本罪の成立には、ラケッティアリング活動のパターンとエンタープライズとの間に一定の関連性が要求されるが、広い範囲の活動を禁止の対象としていることから、RICO法の中でも、最も頻繁に用いられている⁵⁴⁾。

以上の3つの犯罪に加えて、これらの犯罪のコンスピラシー罪も定められている(1962条(d)項)。RICO法が定めるコンスピラシー罪は、共同謀議の対象となった犯罪の実行はもちろん⁵⁵⁾、他の連邦法上のコンスピラシー罪の規定で客観的成立要件として要求される被告人による「顕在化した行為

50) United States v. Zang, 703 F.2d 1186 (10th Cir. 1982).

51) See Barry Tarlow, RICO Revisited, 17 GA. L. REV. 291, 323 (1983); see also Tal v. Hogan, 453 F.3d 1244, 1269 (10th Cir. 2006); Advocacy Org. for Patients & Providers v. Auto Club Ins., 176 F.3d 315, 328 (6th Cir. 1999).

52) See SMITH & REED, *supra* note 46, at § 5.03.

53) United States v. Local 560 of the International Brotherhood of Teamsters, 780 F.2d 267 (3rd Cir. 1985).

54) また、リンチ(高木・久山訳)・前掲注3) 54および58頁も参照。

55) GEORGE P. JOSEPH, CIVIL RICO: A DEFINITIVE GUIDE 226 (5th ed., 2018)

(overt act)」を求めている⁵⁶⁾。また、結果的に、被告人は前提行為としてのラケットティアリング活動について無罪となっても、そうした前提行為の実行の合意の存在を示す証拠が存在すれば、コンスピラシー罪では有罪となり得る⁵⁷⁾。

(2) 刑事制裁 RICO 法違反の罪で有罪となった者は、合衆国法典第18編に定められた罰金刑もしくは20年以下の拘禁刑またはその両方の刑が言い渡される。併せて、同罪により得た収益は、必要的に没収される(1963条)。

RICO 法違反の罪のような重罪の場合、本編に定められた罰金刑の法定多額は、①50万ドル、②金銭的利得の2倍の金額、または③金銭的損害の2倍の金額のうち、最も高い金額となる。具体的な罰金額は、連邦量刑ガイドラインに基づき算定される⁵⁸⁾。連邦量刑ガイドラインは、罰金額の多額と寡額を、①有罪を言い渡された犯罪のレベルごとに定められている基礎罰金額の多額と寡額に、②当該犯罪者の個別の量刑事情から導き出した有責性のスコア(0から10までの11段階で構成され、スコア5を起点として、加重事由があればスコアに加点され、軽減事由があればスコアから減点される)を乗じ

56) *Salinas v. United States*, 522 U.S. 52, 61-66 (1997); *see also* *United States v. Zichettello*, 208 F.3d 72, 100 (2d Cir. 2000). なお、「顕在化した行為」については、川崎・前掲注8) 491-492頁を参照。

57) *United States v. Cornelius*, 696 F.3d 1307, 1317 (10th Cir. 2012).

58) 連邦量刑ガイドラインと同ガイドラインに基づく罰金刑の概要については、鈴木義男「アメリカ連邦刑事法の改正と量刑の最適化」判例タイムズ554号(1985)52-57頁、同「アメリカ合衆国量刑基準のその後」法律のひろば46巻11号(1993)68-69頁、同「アメリカ合衆国量刑基準の展開」亜細亜大学国際関係紀要4巻2号(1995)135-156頁、田中利彦「アメリカの連邦刑事法改正」ジュリスト839号(1985)80-84頁、横溝秀樹「合衆国連邦裁判所のための量刑ガイドラインと量刑指針(1)(2)」西南学院大学大学院法学研究論集6号(1988)89-119頁、同7号(1989)112-92頁、清水隆雄「連邦刑事犯に対する新量刑指針」ジュリスト903号(1988)69頁、篠塚一彦「合衆国連邦量刑ガイドライン」上智法学論集31巻3号(1989)131-172頁、菊田幸一「量刑ガイドラインとその後の状況」法律時報63巻8号(1991)48-55頁、鈴木謙也「量刑ガイドライン」海外司法ジャーナル4号(1998)150-155頁、池田順一「連邦量刑ガイドラインと連邦裁判所における量刑実務」判例タイムズ1067号(2001)99-102頁、小川佳樹「アメリカ合衆国における量刑事情としての捜査・訴追協力(1)・(2)」早稲田法学78巻2号(2003)113-149頁、79巻1号(2003)85-106頁、阿部博友「アメリカ連邦量刑ガイドラインの下で不正行為への罰金はどのように算定されるか」*Business law journal*67号(2013)106-113頁

て算出する旨を規定している⁵⁹⁾。RICO 法違反の罪の犯罪のレベルは、19または RICO 法違反の罪の前提行為の犯罪レベルのいずれか大きい方である⁶⁰⁾。レベル19の犯罪の基礎罰金額の寡額と多額は、1万ドルと10万ドルと定められている⁶¹⁾。たとえば、被告人に、特段、量刑で考慮すべき加重事由や軽減事由が存在しなかったとすると、有責性のスコアは、起点のスコア5のままで、1万ドルと10万ドルに5を乗じた5万ドルから50万ドルまでが、当該事案で言い渡すことが可能な罰金額の範囲となる。ただし、2005年のブッカー・ケース合衆国最高裁判所判決において、連邦量刑ガイドラインは、あくまで量刑上の指針に過ぎないとして、裁判官への法的拘束力は否定されており、裁判官は、ガイドラインで定められた範囲を超えて罰金額を言い渡すことができる⁶²⁾。

(3) **民事 RICO** さらに、RICO 法には、RICO 法違反に対する刑事責任と並んで、民事責任についても定められている。「民事 RICO (civil RICO)」と呼ばれる民事訴訟を通じて実現される救済(民事制裁)には、有罪判決を前提としない対物没収、原状回復を超えた三倍賠償、同法が禁止した行為に関与した企業の解散などが含まれており、その威力は、刑事 RICO を優に上回るとされる。しかも、そのために要求される立証は、RICO 法違反の事実の立証の程度として合理的疑いを越えることが要求される刑事と異なり、証拠の優越で足りる⁶³⁾。このため RICO 法は、組織犯罪対策としての役割を超え、ホワイトカラー犯罪対策として用いられてきただけでなく、さらに、経済取引上の私人間の紛争にあたっても濫用されてきたという側面があることは否定できない。RICO 法に対するネガティブな評価の1つが、この点にある。

59) UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, FEDERAL SENTENCING GUIDELINES MANUAL [hereinafter U.S.S.G.] § 5E 1.2. (2018).

60) *Id.* at § 2E 1.1.

61) *Id.* at § 5E 1.2. (c) (3).

62) United States v. Booker, 543 U.S. 220, 264 (2005).

63) 民事 RICO について包括的に論じた邦語文献として、田村泰俊『組織・企業と公的規制訴訟・RICO 法研究』(中央大学出版部、2001)を参照。そのほか、田上富信「アメリカにおける組織犯罪と民事責任」法と政治58巻1号(2007)25-57頁、

(4) **RICO 法の特異性** このように構造そのものは、きわめてシンプルな RICO 法であるが、内容に目を転じると、その特異性が浮かび上がってくる。というのも、RICO 法は、同法の制定によって、新たな行為を犯罪化したのではなく、RICO 法にリストアップされた既存の州法上または連邦法上の犯罪を「前提行為」として位置づけ、そうした前提行為を反復して行うことを、前提行為そのものとは別個の犯罪として処罰すると定めているのである。したがって、RICO 法に基づき刑事責任を問おうとする場合、検察は、被告人が、①メンズ・レアを含めて前提行為である州法上または連邦法上の犯罪の成立要件に該当する行為を行ったこと、および② RICO 法違反の罪としての成立要件を充足していることの両方を証明しなければならない。

また、RICO 法の救済目的を達成するために、同法を柔軟に解釈することを明示的に規定する自由解釈条項 (liberal construction clause) を置いている点も、文言解釈に当っては、被告人にとって不利益にならないように厳格な解釈を求める伝統的な刑法解釈の原則と相容れない RICO 法の特異性といえよう⁶⁴⁾。この規定の存在を根拠に、合衆国最高裁判所も、一貫して、RICO 法解釈の厳格化を拒んできたのである。

IV RICO 法違反の罪の成立要件

前述したように、RICO 法第1962条は、①州際通商に影響を及ぼすエンタープライズの権益を獲得するために、ラケッティアリング活動のパターンを通じて、または不法な債権の回収によってもたらされた収益を用いること、②ラケッティアリング活動のパターンを通じて、または不法な債権の回収を

64) See, e.g., *Busic v. United States*, 446 U.S. 398, 406 (1980); *Adamo Wrecking Co. v. United States*, 434 U.S. 275, 285 (1978); *United States v. Bass*, 404 U.S. 336, 348 (1971). なお、「自由解釈条項」について論じた邦語文献として、門田成人「アメリカにおける組織犯罪規制法と『公正な告知』の概念」犯罪と刑罰7号(1991)123-134頁。なお、同「デビッド・クァツワイル『刑事 RICO 法と民事 RICO 法——伝統的な制定法解釈原則と自由解釈条項』の紹介」島大法学41巻2号(1997)123-144頁も参照。

通じて、州際通商に影響を及ぼすエンタープライズの権益を獲得または維持すること、③州際通商に影響を及ぼすエンタープライズの業務を「ラケットティアリング活動のパターン、または不法な債権の回収を通じて」行う、またはその業務に関与すること、④これらの活動のいずれかへの関与を共同謀議することを禁止している。

では、検察が、これらの禁じられた活動を行ったとして被告人を起訴するために、合理的な疑いを超えて証明しなければならないのは、どのような内容か。以下では、この点について、RICO 法違反の4つの罪に共通するキータームと各犯罪の成立要件に分けて考察することにした。なお、これらのキータームや成立要件については、一般に、民事 RICO 訴訟でも、刑事訴訟と共通の解釈が展開されていることから、以下の考察に当たっては、民事 RICO 判例も参照する。

1 4つのキータームの概要

(1) ラケットティアリング活動 RICO 法は、「ラケットティアリング活動」が繰り返されることを、RICO 法違反の罪の成立要件としている。

(a) ラケットティアリング活動の意義と性質 ここでいう「ラケットティアリング活動」とは、合衆国法典18編1961条(1)号の(A)から(G)に規定されている犯罪を指す。ラケットティアリング活動が、RICO 法違反の罪の前提となることから、しばしば「前提行為」と呼ばれる点については、既に述べたとおりである⁶⁵⁾。1961条(1)号の(A)から(G)にリストアップされていない行為(犯罪)が、RICO 法上のラケットティアリング活動と評価されることはなく、したがって、後述する RICO 法違反の罪の成立要件である「ラケットティアリング活動のパターン」を構成することもない⁶⁶⁾。

65) *See, e.g.*, Boyle v. United States, 556 U.S. 938 (2009); United States v. Miller, 782 F.3d 793 (7th Cir. 2015); United States v. Coppola, 671 F.3d 220 (2d Cir. 2012).

66) *See, e.g.*, Walters v. McMahan, 684 F.3d 435, 440 (4th Cir. 2012); Garrett v. Selby Connor Maddus & Janer, 425 F.3d 836, 838 (10th Cir. 2005); Systems Management Inc. et al, v. Loiselle, 303 F.3d 100, 106 (1st Cir. 2002); Annulli v. Panikkar, 200 F.3d 189, 199 (3d Cir. 1999); Bast v.

RICO 法上、ラケッティアリング活動は、正式起訴される可能性が認められれば足りるから、前提行為について公訴が提起されたり、有罪判決が言い渡されたりする前でも、検察は、RICO 法違反の罪で起訴することができる⁶⁷⁾。また、判例においては、被告人が無罪となった行為でも、なお RICO 法違反の罪の成立要件としての前提行為となる余地が認められている⁶⁸⁾。さらに、2016年 RJR ナビスコ・ケースにおいて、合衆国最高裁判所は、合衆国市民への殺人罪のように、域外で行われても合衆国の刑法を適用する立法

Cohen, Dunn & Sinclair, PC, 59 F.3d 492, 495 (4th Cir. 1995); In re Trilegiant Corp., Inc., 11 F.3d 82, 103-04 (D.Conn. 2014); Weaver v. James, 2011 WL 4472062, at *4 (S.D.N.Y. 2011); Boulware v. Dep't of Ins., 2009 WL 3830640, at *9 (C.D.Cal. 2009); DeFazio v. Wallis, 500 F.2d 197, 206 (E.D.N.Y. 2007); Rolo v. City Investing Co. Liquidating Trust, 845 F. Supp. 182, 225 n.28 (D.N.J. 1993), *aff'd*, 43 F.3d 1462 (3d Cir. 1994), *judgment vacated on reh'g*, 66 F.3d 312 (3d Cir. 1995), *on remand*, 897 F. Supp. 826 (D.N.J. 1995); United States v. Private Sanitation Indus. Ass'n, 793 F. Supp. 1114, 1129 (E.D.N.Y. 1992); United States v. Reale, 1997 WL 580778 at *8 (S.D.N.Y. 1997).

67) BancOklahoma Mortgage. Corp., 194 F.3d at 1102; *see also* Sedima, S.P.R.L. v. Imrex Co., 473 U.S. 479, 488 (1985); United States v. Gotti, 451 F.3d 133, 136-37 (2d Cir. 2006) (被告人が起訴されたラケッティアリング活動において、少なくとも二個以上の前提行為があったと検察が立証したか否かの点について、陪審が、全会一致の判断に達していないとしても、RICO 法の下で無罪になるとは限らない旨を判示)。

68) *See e.g.*, United States v. Corrado, 227 F.3d 543, 554 (6th Cir. 2000) (「前提行為は、必ずしも直接相互に関連する必要はないが、犯罪エンタープライズの業務や活動に関連していなければならぬ」と判示); United States v. Qaoud, 777 F.2d 1105, 1116 (6th Cir. 1995) (ラケッティアリング活動の直接的な相互関連の必要性を否定し、「行為がエンタープライズの業務に関連していることだけで足りる」と判示); United States v. Locascio, 6 F.3d 924, 943 (2d Cir. 1993) (same); United States v. Minicone, 960 F.2d 1099, 1106 (2d Cir. 1992) (same); United States v. Angiulo, 897 F.2d 1169, 1180 (1st Cir. 1990) (謀殺のコンスピラシーと違法なギャンブル・ビジネスを含む異質のラケッティアリング活動は、同一の組織犯罪エンタープライズの命令で実行されたときには、パターンを構成する旨を判示); United States v. Provenzano, 688 F.2d 194, 200 (3d Cir. 1982); United States v. Thevis, 665 F.2d 616, 625 (5th Cir. 1982); United States v. Phillips, 664 F.2d 971, 1011-12 (5th Cir. 1981) (RICO 法上のパターンは、「エンタープライズの業務に関連していれば、異なる、または無関係の犯罪」で構成されていることがある旨を判示); United States v. Lee Stoller Enterprises, Inc., 652 F.2d 1313, 1319 (7th Cir. 1981); United States v. Weisman, 624 F.2d 1118, 1121-22 (2d Cir. 1980); United States v. Elliott, 571 F.2d 880, 899-900 (5th Cir.), *rehearing denied* 575 F.2d 300 (5th Cir. 1978), *cert. denied sub nom.* (RICO 法上のパターンは、エンタープライズの業務に関連していれば、「多様な活動」で構成される余地がある旨を判示)。United States v. Eufrazio, 935 F.2d 553 (3d Cir. 1991)。

者の意思が明確な前提行為の場合には、犯罪地にかかわらず、「ラケットティアリング活動」に該当し、RICO法を適用可能である旨を判示した⁶⁹⁾。

(b) **ラケットティアリング活動の三類型** ラケットティアリング活動は、その規定ぶりによって、①1961条(A)に規定された、殺人⁷⁰⁾、誘拐⁷¹⁾、賭博⁷²⁾、放火⁷³⁾、強盗⁷⁴⁾、贈収賄⁷⁵⁾、恐喝⁷⁶⁾、わいせつ物取引⁷⁷⁾、もしくは規制

69) RJR Nabisco, Phillips Inc. v. European Community, 136 S. Ct. 2090, 2100-02 (2016).

70) United States v. Garcia, 754 F.3d 460 (7th Cir. 2014); United States v. Wilson, 579 Fed.Appx. 338, 347-349 (6th Cir. 2014); United States v. Price, 443 Fed.Appx. 576, 581-583 (2d Cir. 2011); United States v. Scott, 642 F.3d 791 (9th Cir. 2011); United States v. Carneglia, 403 Fed.Appx. 581, 587-588 (2d Cir. 2010); United States v. Daidone, 471 F.3d 371, 373-377 (2d Cir. 2006); United States v. Pimentel, 346 F.3d 285, 297-99 (2d Cir. 2003); United States v. Bowman, 302 F.3d 1228 (11th Cir. 2002); United States v. Marino, 277 F.3d 11, 29-31 (1st Cir. 2002); United States v. Nguyen, 255 F.3d 1335, 1337-38 (11th Cir. 2001); United States v. Carrillo, 229 F.3d 177, 179-86 (2d Cir.2000); United States v. Torres, 191 F.3d 799 (1999); United States v. Miller, 116 F.3d 641 (2d Cir. 1997); United States v. Coonan, 938 F.2d 1553 (2d Cir. 1991); United States v. Firestone, 816 F.2d 583 (11th Cir. 1987); United States v. Licavoli, 625 F. Supp. 1327 (S.D.N.Y. 1985), *appeal dismissed sub nom.* United States v. Tom, 787 F.2d 65 (2d Cir. 1986).

71) United States v. Caraccappa, 614 F.3d 30 (2d Cir. 2010); United States v. Ayala, 601 F.3d 256 (4th Cir. 2010); United States v. Bowman, 302 F.3d 1228 (11th Cir. 2002); United States v. Ruggiero, 100 F.3d 284, 287-290 (2nd Cir. 1996); United States v. Ferguson, 758 F.2d 843 (2d Cir. 1985); United States v. McLaurin, 557 F.2d 1064 (5th Cir. 1977); United States v. Shakur, 560 F. Supp. 347 (S.D.N.Y. 1983).

72) United States v. Mark, 460 Fed.App'x. 103 (3d Cir. 2012); Kemp v. American Tel. & Tel. Co., 393 F.3d 1354 (11th Cir. 2004); United States v. Aucoin, 964 F.2d 1492 (5th Cir. 1992); United States v. Joseph, 835 F.2d 1149 (6th Cir. 1987); United States v. Tripp, 782 F.2d 38 (6th Cir. 1986); United States v. Tille, 729 F.2d 615 (9th Cir. 1984); United States v. Ruggiero, 754 F.2d 927 (11th Cir. 1985).

73) United States v. Johnson, 440 F.3d 832 (6th Cir. 2006); United States v. Ellison, 793 F.2d 942 (8th Cir. 1986); United States v. Bagaric, 706 F.2d 42 (2d Cir. 1983); United States v. Melton, 689 F.2d 679 (7th Cir. 1982); United States v. Peacock, 654 F.2d 339 (5th Cir. 1981).

74) United States v. Miller, 2015 WL 1434744 (7th Cir. 2015); United States v. Kamahele, 748 F.3d 984, 1002-1007 (10th Cir. 2014); United States v. Shamah, 624 F.3d 449 (7th Cir. 2010); United States v. Gonzalez, 21 F.3d 1045 (11th Cir. 1994); United States v. Ferguson, 758 F.2d 843 (2d Cir. 1985); United States v. Ruggiero, 726 F.2d 913 (2d Cir.).

75) United States v. Gilmore, 590 Fed.Appx. 390 (4th Cir. 2014); United States v. Adams, 722 F.3d 788, 801-805 (6th Cir. 2013); United States v. Zichettello, 208 F.3d 72, 86-88 (2d Cir. 2000); United States v. Frega, 179 F.3d 793, 805-07 (9th Cir. 1999); United States v. Allen, 155 F.3d 35 (2nd Cir. 1998); United States v. Marmolejo, 89 F.3d 1185 (5th Cir. 1996), *aff'd sub nom.* Salina v. United States, 522 U.S. 52 (1997); United States v. Jackson, 72 F.3d 1370 (9th

薬物または（規制薬物法102条に定められた）リストにあげられた薬物の取引に関連する行為⁷⁶⁾ またはその脅迫で、州法に基づき起訴することができ、1年以上の拘禁刑に処すことが可能なもの、②(B)、(C)、(E)、(F)および(G)にリストアップされた、規定に基づき正式起訴が可能なあらゆる行為、ならびに③1961条(1)号の(D)に明記された詐欺、証券詐欺および薬物犯罪の3つの犯罪類型に関連するあらゆる行為に整理することができる。

裁判所は、「関連する (involving)」という文言が用いられていることを根拠に、①と③（1961条(1)号(A)および(D)）に規定された犯罪は、既遂だけでなく、それらの犯罪のコンスピラシーや未遂についても、ラケットティアリング活動に含まれ、前提行為を構成しようと解してきた⁷⁹⁾。同様に、(A)および(D)

Cir. 1995); United States v. Freeman, 6 F.3d 586 (9th Cir. 1993); United States v. Eisen, 974 F.2d 246, 254-56 (2d Cir. 1992); United States v. Mokol, 957 F.2d 1410 (7th Cir. 1992); United States v. Kotvas, 941 F.2d 1141 (11th Cir. 1991); United States v. Kaplan, 886 F.2d 536, 541-42 (2d Cir.1989); United States v. Traitz, 871 F.2d 368 (3d Cir. 1989); United States v. Hocking, 860 F.2d 769 (8th Cir. 1988); United States v. Friedman, 854 F.2d 535 (2d Cir. 1988); United States v. Casamayor, 837 F.2d 1509 (11th Cir 1988); United States v. Garner, 837 F.2d 1404 (7th Cir. 1987); United States v. Qaoud, 777 F.2d 1105 (6th Cir. 1985); United States v. Kravitz, 738 F.2d 102 (3d Cir. 1984); United States v. Dozier, 672 F.2d 531 (5th Cir. 1982); United States v. Triumph Capital Group, 260 F. Supp. 2d 444, 455-57 (D.Conn. 2002); United States v. Private Sanitation Indus. Ass'n, 793 F. Supp. 1114 (E.D.N.Y. 1992); United States v. Horak, 633 F. Supp. 190 (N.D. Ill. 1986); United States v. Gonzales, 620 F. Supp. 1143 (N.D. Ill. 1985).

76) United States v. Garcia, 754 F.3d 460 (7th Cir. 2014); United States v. Ivezaj, 568 F.3d 88 (2d Cir. 2009); United States v. Peter Gotti, et. al., 459 F.3d 296 (2d Cir. 2006); Robbins v. Wilkie, 433 F.3d 755 (10th Cir. 2006); United States v. Watchmaker, 761 F.2d 1459, 1468-69 (11th Cir. 1985); United States v. Delker, 757 F.2d 1390 (3d Cir. 1985); United States v. Brooklier, 685 F.2d 1208 (8th Cir. 1982); United States v. Cryan, 490 F. Supp. 1234 (D.N.J.), *aff'd*, 636 F.2d 1211 (3d Cir. 1980)

77) United States v. Pryba, 900 F.2d 748 (4th Cir. 1990).

78) *Garcia*, 754 F.3d at 460; United States v. Martinez, 657 F.3d 811 (9th Cir. 2011); Pimentel, 346 F.3d at 300-01; United States v. Darden, 70 F.3d 1507 (8th Cir. 1995); United States v. Grayson, 795 F.2d 278 (3d Cir. 1986); United States v. Schell, 775 F.2d 559 (4th Cir. 1985); United States v. Urena, 2014 WL 4652480 (S.D.N.Y. 2014).

79) (A)について、*See, e.g.*, United States v. Thomas, 490 Fed.Appx. 514, 517 (4th Cir. 2012) (謀殺のコンスピラシー); United States v. Symonette, 486 Fed.Appx. 761 (11th Cir. 2012) (謀殺の未遂); United States v. Scott, 642 F.3d 791 (9th Cir. 2011) (謀殺のコンスピラシー); United States v. Fernandez, 388 F.3d 1199, 1259 (9th Cir. 2004) ((謀殺のコンスピラシー); United

に規定された犯罪の教唆も、「関連する」行為としてラケッティアリング活動に含まれると解されている⁸⁰⁾ (ただし、1961条(1)号(A)にリストアップされている州法上の犯罪の実行に関する「事後共犯」は、同条に明記された州法上の犯罪の成立に必要なメンズ・レアと内容を異にすることから、ここでいう「関連する行為」には含まれない⁸¹⁾)。これに対して、「関連する」という文言が用いられていない② (1961条(1)号(B)、(C)、(E)、(F)および(G)) に規定されている犯罪についてのコンスピラシーは、それ自体が、明確にリストアッ

States v. Warneke, 310 F.3d 542, 546-47 (7th Cir. 2002) ((A)にリストアップされた複数の州法上の犯罪のコンスピラシー); United States v. Marino, 277 F.3d 11, 28-31 (1st Cir. 2002) (謀殺のコンスピラシー); Carrillo, 229 F.3d at 181-82 (謀殺のコンスピラシー); Darden, 70 F.3d at 1524-25 (規制品の頒布のコンスピラシーと頒布意図での所持は、RICO 法上の前提行為になるが、コカインの単純所持にはならない旨を判示); United States v. Pungitore, 910 F.2d 1084, 1135 (3d Cir. 1990) (謀殺のコンスピラシーと未遂); Angiulo, 847 F.2d at 963 n.18 (1st Cir. 1988) (謀殺のコンスピラシー); United States v. Manzella, 782 F.2d 533 (5th Cir. 1986) (放火のコンスピラシー); United States v. Ruggiero, 726 F.2d 913, 919 (2d Cir. 1984) (謀殺のコンスピラシーは、「謀殺に関連する行為または脅迫」である旨を判示)。

(D)について、See, e.g., United States v. John-Baptiste, 747 F.3d 186, 208-210 (3d Cir. 2014) (麻薬密売のコンスピラシー); United States v. Praddy, 725 F.3d 147, 155-157 (2d Cir. 2013) (マリファナ頒布のコンスピラシー); United States v. Boidi, 568 F.3d 24, 29-31 (1st Cir. 2009) (薬物犯罪とその促進のための通信設備の使用); Darden, 70 F.3d at 1524-25 (麻薬の頒布および頒布目的での所持は前提行為となるが、コカインの単純所持は前提行為ではない旨を判示); United States v. Casamento, 887 F.2d 1141, 1165-66 (2d Cir. 1989) (麻薬の輸入と頒布のコンスピラシー); United States v. Echeverri, 854 F.2d 638, 648-49 (3d Cir. 1988) (麻薬の密輸および頒布のコンスピラシー); United States v. Benevento, 836 F.2d 60, 72 (2d Cir. 1987) (麻薬の密輸、製造および頒布のコンスピラシー); Brooklier, 685 F.2d at 1216 (1951条に基づく恐喝のコンスピラシー); United States v. Phillips, 664 F.2d 971, 1015 (5th Cir. 1981) (マリファナ密輸のコンスピラシー); United States v. Weisman, 624 F.2d 1118, 1124 (2d Cir. 1980) (証券詐欺および倒産詐欺のコンスピラシー); United States v. Santiago, 207 F. Supp. 2d 129, 144 n.10 (S.D.N.Y. 2002) (麻薬取引のコンスピラシー)。

80) See, e.g., United States v. Ahedo, 453 Fed.Appx. 544 (5th Cir. 2011) (謀殺の教唆); United States v. Basciano, 384 Fed.Appx. 28 (2d Cir. 2010) (謀殺の教唆); United States v. Welch, 656 F.2d 1039, 1048 (5th Cir. 1981) (謀殺の教唆およびコンスピラシー); United States v. Bellomo, 954 F.Supp. 630 (S.D.N.Y. 1997) (謀殺の教唆); United States v. Yin Poy Louie, 625 F. Supp. 1327, 1332 (S.D.N.Y. 1985) (謀殺のコンスピラシー、教唆および未遂), appeal dismissed sub nom. United States v. Tom, 787 F.2d 65 (2d Cir. 1986); Pohlot v. Pohlot, 664 F. Supp. 112, 116-17 (S.D.N.Y. 1987)。

81) THE STAFF OF THE ORGANISED CRIME AND GANG SECTION U.S. DEPARTMENT OF JUSTICE, *supra* note 37, at 27.

ブされている場合⁸²⁾を除いて、ラケッティアリング活動には含まれない⁸³⁾。

また、①の州法上の犯罪に関して定められている「1年以上の拘禁刑に処することが可能」とは、RICO 法違反について起訴が行われた時点ではなく、ラケッティアリング活動に当たる犯罪が行われた時点で1年以上の拘禁刑によって処罰できることを意味する⁸⁴⁾。また、手続上の救済などによって、被告人に対して科しうる拘禁刑が、1年以下に減じられる場合も、ラケッティアリング活動への該当性は妨げられない⁸⁵⁾。

(c) **ホワイトカラー犯罪のラケッティアリング活動** RICO 法上のラケッティアリング活動となる同法違反の罪の前提行為の中で、ホワイトカラー犯罪として目につくものとしては、郵便詐欺⁸⁶⁾、通信詐欺⁸⁷⁾、証券詐欺⁸⁸⁾、銀行詐欺⁸⁹⁾ などがあるが、前述のように、今日では、賄賂やマネーロ

82) *See, e.g.,* United States v. Brooklier, 685 F.2d 1208, 1216 (9th Cir. 1982); *see also* United States v. Vastola, 670 F. Supp. 1244 (D.N.J. 1987); United States v. Biaggi, 672 F. Supp. 112, 122 (S.D.N.Y. 1987); United States v. Santoro, 647 F. Supp. 153, 177 (E.D.N.Y. 1986), *rev'd on other grounds*, 845 F.2d 1151 (2d Cir. 1988); United States v. Dellacroce, 625 F. Supp. 1387, 1392 (E.D.N.Y. 1986); United States v. Persico, 621 F. Supp. 842, 856 (S.D.N.Y. 1985).

83) *See, e.g., Ruggiero*, 726 F.2d at 919-20; *Brooklier*, 685 F.2d at 1216; R.E. Davis Chem. Corp. v. Nalco Chem. Co., 757 F. Supp. 1499, 1510 (N.D. Ill. 1990); Allington v. Carpenter, 619 F. Supp. 474 (C.D. Cal. 1985).

84) *See, e.g.,* United States v. Davis, 576 F.2d 1065, 1067 (3d Cir. 1978). *Cf. Ruggiero*, 726 F.2d at 920.

85) *See* United States v. Wai Ho Tsang, 632 F. Supp. 1336, 1337-1338 (S.D.N.Y. 1986). *Cf.* United States v. Hill, 539 F.3d 1213, 1221 (10th Cir. 2008) (銃器の所持に関する制定法における連邦重罪は、「1年を超える拘禁刑を科しうる」旨を定めており、RICO 法は、裁判所に犯罪に対する法定刑の上限に焦点を当てるよう要求することから、犯罪者の実際の量刑に関わらずラケッティアリング活動に該当しうる旨を判示)。

86) *See* Bridge v. Phoenix Bond & Indemnity Co., 553 U.S. 639, 661, 128 S. Ct. 2131, 170 L.Ed.2d 1012 (2008).

87) *See* Curtis & Assocs., P.C. v. Law Offices of David M. Bushman, Esq., 758 F. Supp. 2d 153 (2010).

88) *See* Holmes v. Securities Investor Protector Corp., 503 U.S. 258, 112 S.Ct. 1311, 117 L.Ed.2d 532 (1992). ホームズ・ケースを紹介する邦語文献として、松原正至「証券詐欺を原因とした RICO 法に基づく訴訟の原告適格」商事法務1372号 (1994) 27-29頁。なお、証券詐欺との関係で、民事 RICO について検討を加えた邦語文献として、栗山修「証券取引規制の研究」(成文堂、1998) 56-90頁を参照。

89) United States v. Vebeliunas, 76 F.3d 1283 (2d Cir. 1996).

ンダリングなどのほか、知的財産関連犯罪や海外での不当労働契約など、多様な犯罪が、ラケッティアリング活動として規定されている。また、租税詐欺 (tax fraud) は、1961条(A)に規定されておらず、RICO 法上の前提行為に含められないはずであるが、かつて、検察は、郵便詐欺や通信詐欺を用いることで、RICO 法を適用していた⁹⁰⁾。しかし、1988年以降、司法省は、『合衆国検察官マニュアル』において、そうした運用を抑制する指針を示している⁹¹⁾。

(2) 者 合衆国法典18編1961条(3)号の定める「者 (person)」については、いくつかの留意が必要となる。

(a) 「者」の意義 1961条(3)号は、「者」について、「財産に関して法的権利または受益権を保持する能力のあるあらゆる個人または法主体を含む⁹²⁾」と規定している。ここから、RICO 法上、「者」には、個人としての自然人だけでなく、個人事業主⁹³⁾、自動車メーカー⁹⁴⁾や財団⁹⁵⁾などの法人、さらには、法人格を有さない政治団体⁹⁶⁾、公益団体⁹⁷⁾などのさまざまな団体⁹⁸⁾も含むものと解されてきた。

90) United States v. Regan, 937 F.2d 823, 827 (2d Cir.), *modified* 946 F.2d 188 (2d Cir. 1991), *cert. denied sub nom; Zarzecki v. United States*, 504 U.S. 940 (1992).

91) UNITED STATES ATTORNEY'S MANUAL, §6-4.211 (1) (1988) (section added July 3, 1989, blue sheet 6.001).

92) 18 U.S.C. § 1961 (3) (2018).

93) *See, e.g.*, Living Designs, Inc. v. E.I. DuPont De Nemours & Co., 431 F.3d 353, 36162 (9th Cir. 2005); United States v. Goldin Indus., Inc., 219 F.3d 1268, 1270-71 (11th Cir. 2000) (en banc); 219 F.3d 1271, 1275-77 (11th Cir. 2000); Nat'l Elec. Benefit Fund v. Heary Bros. Lighting Prot. Co. Inc., 931 F. Supp. 169, 186-87 (W.D.N.Y. 1995); C&W Constr. Co. v. Bhd. of Carpenters and Joiners of America, Local 745, 687 F. Supp. 1453, 1466 (D. Hawaii 1988).

94) Fitzgerald v. Chrysler Corp., 116 F.3d 225, 226 (7th Cir. 1997)

95) State Farm Fire & Cas. Co. v. Caton's Estate, 540 F. Supp. 673, 681-82 (N.D. Ind. 1982).

96) Jund v. Town of Hempstead, 941 F.2d 1271, 1282 (2d Cir. 1991).

97) City of Suffolk v. Long Island Lighting Co., 907 F.2d 1295, 1305-08 (2d Cir. 1990). *overruled on other grounds by* Ashland Oil, Inc. v. Arnett, 656 F. Supp. 950, 953 (N.D. Ind. 1987).

98) ただし、刑事訴追の対象にならず、したがって、「ラケッティアリング活動」の要件も充足できないことを根拠に、連邦および州政府機関を「者」に含まないと判断したものとして、Pieczenik v. Domantis, 120 F. App'x 317, 320 (Fed. Cir. 2005) (citations omitted); St. Paul

(b) **行政機関・地方自治体** これに対して、行政機関が第1961条(3)号の趣旨の範囲内で「者」を構成するかどうか、するとして、どのような状況下で構成するののかについては、なお下級審判決の理解は分かれている。たとえば、第2巡回区連邦控訴裁判所は、1989年のボナノ・ケースにおいて、合衆国は、第1961条(3)号に基づく「者」ではなく、したがって、第1964条(c)項に基づき懲罰的損害賠償を請求する権利も、RICO 法に基づく刑事または民事責任を問う権利も有していないと判示した⁹⁹⁾。しかし、他の裁判所の中には、外国の政府が、第1961条(3)号に基づく「者」を構成し、民事 RICO による損害賠償を請求することができると結論づけたものがある¹⁰⁰⁾。また、判例の中には、行政機関には犯罪意図を形成する能力がないことを根拠に、州や地方自治体の政府は RICO 法違反の主体となりえないとして、地方自治体などに対する民事 RICO に基づく賠償請求を斥ける結論を示したものがある¹⁰¹⁾、これとは逆に、地方自治体などに対する賠償請求を認めたものも存在する¹⁰²⁾。こうした点と関連して、民事 RICO に基づく三倍賠償の請求権の

Mercury Ins. Co. v. Williamson, 224 F.3d 425, 447 (5th Cir. 2000) (事実上の社団への個々の参加者は、RICO 法の「者」となりうるが、社団そのものはなれない旨を判示); *see also* Delta Truck & Tractor, Inc. v. J.I. Case Co., 855 F.2d 241, 242 (5th Cir. 1988)).

99) United States v. Bonanno Org. Crime Fam. of La Cosa Nostra, 879 F.2d 20, 21-27 (2d Cir. 1989) (RICO 法上の「者」と認められるためには、ラケットティアリングの行為に関与し続ける脅威を与えているか、または与え続けていなければならないと判示)。

100) *See, e.g.*, Republic of the Philippines v. Marcos, 862 F.2d 1355, 1358-59 (9th Cir. 1988); The European Community v. RJR Nabisco, Inc., 150 F. Supp. 2d 456, 486-92 (E.D.N.Y. 2001); The Attorney General of Canada v. RJ Reynolds Tobacco Holdings, Inc., 103 F. Supp. 2d 134, 146-50 (N.D.N.Y. 2000)。

101) *See, e.g.*, Pedrina v. Chun, 97 F.3d 1296, 1300 (9th Cir. 1996) (政府機関は必要な加害意思を形成することができないとして、ホノルル市および郡に対する民事 RICO の請求を却下した原判決を支持し、上訴を棄却); Fooks v. Town of Cortlandt, 997 F. Supp. 438, 456-57 (S.D.N.Y. 1998) (地方自治体が前提犯罪を構成するために必要な犯罪意図を形成することができないことを根拠に、町とその職員に対する民事 RICO 訴訟を却下); Dammon v. Folse, 846 F. Supp. 36, 39 (E.D. La. 1994) (教育委員会は、必要な犯罪意思を形成することができない地方自治体の一部である旨を判示); County of Oakland v. City of Detroit, 784 F. Supp. 1275, 1283 (E.D. Mich. 1992) (地方自治体は、犯罪の成立に要求される犯罪意図を形成することができないことを根拠に、民事 RICO 訴訟の申立てを却下)。

102) *See, e.g.*, City of Suffolk v. Long Island Lighting Co., 907 F.2d at 1305-08 (公益事業体は、

主体性についても、行政機関が、①1961条(3)号に定められた「者」として、その権利を有すると明言するもの¹⁰³⁾、②同号における「者」の定義との関連性には言及せずに、権利を認めるもの¹⁰⁴⁾、③同号の「者」に当たらないとして、権利を否定するもの¹⁰⁵⁾が存在する。

(c) **会社内の個人** 会社の役員は、彼らが経営する会社とは別個の「者」として扱われ、会社と同時に、または単独で起訴されることがありえる¹⁰⁶⁾。このように会社内の個人が、会社そのものとは別に起訴される余地は、高い地位の管理者に限定されず、上司の直接的な管理下にあった下位の管理者についても認められる¹⁰⁷⁾。

(3) **エンタープライズ** RICO 法違反の罪は、「エンタープライズ (enterprise)」をめぐって実行されることが要件となっている。

(a) **エンタープライズの意義** 1961条(4)号は、「エンタープライズ」について、「あらゆる個人パートナーシップ、法人、社団、またはその他の法的主体、および法的主体でなくとも、事実上、結び付きがあった個人の結合体またはグループ¹⁰⁸⁾」と規定している。ここから、RICO 法違反の罪の成

RICO 法に基づく民事訴訟の対象となる「者」を構成することができる旨を判示); *Nu-Life Constr. Corp. v. Bd. of Educ. of New York*, 779 F. Supp. 248, 251-52 (E.D.N.Y. 1991) (地方自治体は、財産に対する受益権を保持できるので「者」であるが、原告は、被告が、さらに前提行為を実行するために必要なメンズ・レアを有していたことを証明しなければならない旨を判示)。

103) *See County of Oakland v. City of Detroit*, 866 F.2d 839, 851 (6th Cir. 1989); *Illinois Dept. of Rev. v. Phillips*, 771 F.2d 312, 316 (7th Cir. 1985); *City of Chicago Heights v. LoBue*, 841 F. Supp. 819, 822, 823 (N.D. Ill. 1994); *City of New York v. Joseph L. Balkan, Inc.*, 656 F. Supp. 536, 541 (E.D.N.Y. 1987).

104) *See, e.g., Commonwealth of Pennsylvania v. Cianfrani*, 600 F. Supp. 1364, 1369 (E.D. Pa. 1985).

105) *See, e.g., State of Mich. Dept. of Treasury v. Fawaz*, 653 F. Supp. 141, 142-43 (E.D. Mich. 1986).

106) *See Cedric Kushner Promotions, Ltd. v. King*, 533 U.S. 158, 163 (2001) (違法行為によって法人の業務を遂行した従業者は、たとえその権限の範囲内で行動していたとしても、あらゆる「者」に対して、団体の不法な運営を禁じる RICO 法の規定の文言の範囲内であると判示)。

107) *See Reves v. Ernst & Young*, 507 U.S. 170, 184 (1993).

108) 18 USC § 1961 (4) (2018).

立には、同法上の「者」として認定されるのが個人の場合、それとは別に、個人を雇用し、または個人が結びつき合ったエンタープライズの存在が認定されなければならない¹⁰⁹⁾。「者」が法人等の場合、両者は、しばしば重なり合うが、エンタープライズの方が、より広い意義を有する¹¹⁰⁾。ただし、檢察は、RICO 法違反の罪の成立に、被告人またはエンタープライズのいずれかが組織犯罪につながっていたことまで証明することを求められるわけではない¹¹¹⁾。

(b) **エンタープライズの具体例** 実際の判例は、概して、「エンタープライズ」という文言を緩やかに解してきたと言えよう。たとえば、「エンタープライズ」には、1961条(4)号に明記されている法人（外国と国内の両方

109) Cedric Kushner Promotions, Ltd. v. King, 533 U.S. 158, 161-62 (2001). *See, e.g.*, Churchill Village v. General Electric, 361 F.3d 566, 573-74 (9th Cir. 2004) (collecting cases); Riverwoods Chappaqua v. Marine Midland Bank, 30 F.3d 339, 345 (2d Cir. 1994); United Mine Workers of Am., 18 F.3d 1161, 1163 (4th Cir. 1994); Lightning Lube, Inc. v. Witco Corp., 4 F.3d 1153, 1190 (3d Cir. 1993); In re Burzynski, 989 F.2d 733, 743 (5th Cir. 1993); Brittingham v. Mobil Corp., 943 F.2d 297, 303 (3d Cir. 1991); Genty v. Resolution Trust Corp., 937 F.2d 899, 907 (3d Cir. 1991); United States v. Vogt, 910 F.2d 1184, 1197 n.5 (4th Cir. 1990), *cert. denied*, 498 U.S. 1083 (1991); Banks v. Wolk, 918 F.2d 418, 421 (3d Cir. 1990); Busby v. Crown Supply, Inc., 896 F.2d 833 (4th Cir. 1990), *aff'd after remand*, 948 F.2d 1280 (4th Cir. 1991) (Table); Schreiber Distrib. Co. v. Ser-Well Furniture Co., 806 F.2d 1393, 1396-98 (9th Cir. 1986); Schofield v. First Commodity Corp., 793 F.2d 28 (1st Cir. 1986); Haroco Inc. v. American Nat'l Bank & Trust Co., 747 F.2d 384, 402 (7th Cir. 1984), *aff'd on other grounds*, 473 U.S. 606 (1985).

110) Paul Vizcarrondo, Jr., Racketeer Influenced and Corrupt Organizations (RICO), in WHITE COLLAR CRIME: BUSINESS AND REGULATORY OFFENSES § 11.04 [1] (Otto Obermaier & Robert Morvillo eds. 2017).

111) *See*. Odom v. Microsoft Corp., 486 F.3d 541, 548 (9th Cir. 2007) (en banc); United States v. Doherty, 867 F.2d 47, 68 (1st Cir. 1989); United States v. Blackwood, 768 F.2d 131 (7th Cir. 1985); United States v. Cauble, 706 F.2d 1322, 1330 (5th Cir. 1983); United States v. Lemm, 680 F.2d 1193, 1198 (8th Cir. 1982); United States v. Bledsoe, 674 F.2d 647, 662 (8th Cir. 1982); United States v. Griffin, 660 F.2d 996, 999 (4th Cir. 1981); United States v. Martino, 648 F.2d 367, 380-81 (5th Cir. 1981), *rev'd in part on other grounds*, 681 F.2d 952 (5th Cir.) (en banc 1982); United States v. Turkette, 452 U.S. 576 (1981); United States v. Clark, 646 F.2d 1259, 1267 n.7 (8th Cir. 1981); United States v. Sutton, 642 F.2d 1001, 1006-09 (6th Cir. 1980) (en banc); United States v. ErRICO, 635 F.2d 152, 155 (2d Cir. 1980); United States v. Provenzano, 620 F.2d 985, 992-93 (3d Cir. 1980); United States v. Rone, 598 F.2d 564, 568-69 (9th Cir. 1979); United States v. Swiderski, 593 F.2d 1246, 1248-49 (D.C. Cir. 1978).

を含む)¹¹²⁾ やパートナーシップ¹¹³⁾ に加え、個人事業主¹¹⁴⁾ や協同組合¹¹⁵⁾ などの商業的実体、さらには、労働組合とその福利厚生基金¹¹⁶⁾、学校¹¹⁷⁾、政治結社¹¹⁸⁾ などの非営利組織が含まれ、また、知事、市長、州議会議員および

- 112) *See, e.g., Phillip Morris USA, Inc.*, 566 F.3d at 1111-12 (被告人が、個人だけでなく、法人と個人の混じったグループであったとしても、実際に結びつきのあった個人、タバコメーカー、販売組織のグループは、RICO 法の下で「エンタープライズ」としての性質を兼ね備えている旨を判示); *Odom*, 486 F.3d at 548; *United States v. Goldin Indus., Inc.*, 219 F.3d 1268, 1270 (11th Cir. 2000) (en banc); *United States v. Kravitz*, 738 F.2d 102, 113 (3d Cir. 1984) (医療介護法人); *United States v. Hartley*, 678 F.2d 961, 988 n.43 (11th Cir. 1982) (シーフード食品製造会社); *United States v. Webster*, 639 F.2d 174, 184 n.4 (4th Cir. 1981) (居酒屋と酒販売店); *United States v. Zemek*, 634 F.2d 1159, 1167 (9th Cir. 1980) (居酒屋); *United States v. Weisman*, 624 F.2d 1118, 1120 (2d Cir. 1980) (劇場); *United States v. Swiderski*, 593 F.2d 1246, 1248 (D.C. Cir. 1978) (麻葉取引のために表向き営まれているレストラン); *United States v. Brown*, 583 F.2d 659, 661 (3d Cir. 1978) (自動車販売店); *United States v. Forsythe*, 560 F.2d 1127, 1135-36 (3d Cir. 1977) (保釈金立替え払い業者)
- 113) *See, e.g., United States v. Cauble*, 706 F.2d 1322, 1331 (5th Cir. 1983); *United States v. Zang*, 703 F.2d 1186, 1194 (10th Cir. 1982); *United States v. Griffin*, 660 F.2d 996, 999 (4th Cir. 1981); *Eisenberg v. Gagnon*, 564 F. Supp. 1347, 1353 (E.D. Pa. 1983).
- 114) *See, e.g., United States v. Benny*, 786 F.2d 1410, 1414-15 (9th Cir. 1986); *McCullough v. Suter*, 757 F.2d 142 (7th Cir. 1985); *United States v. Tille*, 729 F.2d 615, 618 (9th Cir. 1984); *United States v. Melton*, 689 F.2d 679, 685 (7th Cir. 1982).
- 115) *See, e.g., United States v. Bledsoe*, 674 F.2d 647, 660 (8th Cir. 1982) (dicta).
- 116) *See, e.g., United States v. Browne*, 505 F. 3d 1229, 1273 (11th Cir. 2007); *United States v. Norton*, 867 F.2d 1354, 1359 (11th Cir. 1989) (北アメリカ労働組合連合とその地方組合、および被用者給付基金); *United States v. Robilotto*, 828 F.2d 940, 947 (2d Cir. 1987) (長距離トラック運転手の労働組合 (チームスター) の国際同業組合の地方支部); *United States v. LeRoy*, 687 F.2d 610, 616-17 (2d Cir. 1982) (北米国際労働組合の地方支部); *United States v. Scotto*, 641 F.2d 47, 51, 54 (2d Cir. 1980) (国際港湾労働者協会の地方支部); *United States v. Rubin*, 559 F.2d 975, 989 (5th Cir. 1977) (組合と福利厚生企画委員会), *vacated and remanded*, 439 U.S. 810 (1978), *aff'd in part and rev'd in part on other grounds*, 591 F.2d 278 (5th Cir. 1979); *United States v. Kaye*, 556 F.2d 855, 861-62 (7th Cir. 1977) (長距離トラック運転手の労働組合 (チームスター) の国際同業組合の地方支部); *United States v. Campanale*, 518 F.2d 352, 355 (9th Cir. 1975) (長距離トラック運転手の労働組合 (チームスター) の国際同業組合の地方支部); *United States v. Local 560, International Brotherhood of Teamsters*, 581 F. Supp. 279, 335 (D.N.J. 1984), *aff'd*, 780 F.2d 267 (3d Cir. 1985) (長距離トラック運転手の労働組合 (チームスター) の国際同業組合の地方支部とその福利厚生); *United States v. Field*, 432 F. Supp. 55, 57-58 (S.D.N.Y. 1977) (国際港湾労働者協会), *aff'd*, 578 F.2d 1371 (2d Cir. 1978).
- 117) *See, e.g., United States v. Weatherspoon*, 581 F.2d 595, 597-98 (7th Cir. 1978) (退役軍人援護局による退役軍人の職業訓練を認可された美容専門学校).
- 118) *See, e.g., Jund*, 941 F.2d at 1282 (法人化されていない政治団体は、ニューヨーク州法の下

連邦議会議員のオフィス¹¹⁹⁾、裁判所および司法省¹²⁰⁾、警察署および保安官事務所¹²¹⁾、郡検察オフィス¹²²⁾、税務署¹²³⁾、地方自治体¹²⁴⁾などの公的機関や

で財産を保持することができるので、RICO 法の適用上、「者」の定義に該当すると判示): United States v. Marzook, 426 F. Supp. 2d 820, 824-27 (N.D. Ill. 2006) (海外のテロ組織と指摘されてきたハマス); Hudson v. LaRouche, 579 F. Supp. 623, 628 (S.D.N.Y. 1983) (法人格のない政治団体).

- 119) See, e.g., United States v. Cianci, 378 F.3d 71, 79-88 (1st Cir. 2004) (ロードアイランド州プロビデンス市長事務所および複数の市職員による事実上の結社); United States v. Blandford, 33 F.3d 685, 703 (6th Cir. 1994) (ケンタッキー州下院議長事務所); United States v. McDade, 28 F.3d 283, 295-96 (3d Cir. 1994) (連邦下院議員とワシントン DC とペンシルバニア州第10選挙区の議員事務所); *Freeman*, 6 F.3d at 596-97 (州下院議員の選挙区事務所); United States v. Thompson, 685 F.2d 993 (6th Cir. 1982) (en banc) (テネシー州知事事務所に RICO 法を適用する一方で、起訴に際して、団体を、「事実上、テネシー州知事の事務所を利用して結びついた個人のグループ」と定義しなかった点への疑問を言及); United States v. Long, 651 F.2d 239, 241 (4th Cir. 1981) (サウスカロライナ州議会上院議員事務所); United States v. Sisk, 476 F. Supp. 1061, 1062-63 (M.D. Tenn. 1979), *aff'd*, 629 F.2d 1174 (6th Cir. 1980) (テネシー州知事事務所); see also United States v. Ganim, 225 F. Supp. 2d 145, 160-61 (D. Conn. 2002) (コネティカット州ブリッジポート市長事務所と複数の個人の事実上の結社); United States v. Gillock, 445 U.S. 360, 373 n.11
- 120) See, e.g., United States v. Grubb, 11 F.3d 426, 438 (4th Cir. 1993) (ウェストバージニア州第7巡回区裁判所事務所); United States v. Conn, 769 F.2d 420, 424-25 (7th Cir. 1985) (イリノイ州クック郡巡回区裁判所事務所); United States v. Blackwood, 768 F.2d 131, 137-38 (7th Cir. 1985) (イリノイ州クック郡巡回区裁判所事務所); United States v. Angelilli, 660 F.2d 23, 30-34 (2d Cir. 1981) (ニューヨーク市民事裁判所); United States v. Sutherland, 656 F.2d 1181 (5th Cir. 1981) (検討なしに、テキサス州エルパソ市裁判所に RICO 法を適用); United States v. Stratton, 649 F.2d 1066, 1074-75 (5th Cir. 1981) (フロリダ州第3巡回区裁判所); United States v. Bachelier, 611 F.2d 443, 450 (3d Cir. 1979) (フィラデルフィア市交通裁判所); United States v. Presgraves, 658 Fed. Supp.2d 770, 775 (W.D. Va. August 25, 2009); United States v. Claville, 2008 WL 686977 (W.D. La. March 12, 2008) (ルイジアナ州司法部); United States v. Joseph, 526 F. Supp. 504, 507 (E.D. Pa. 1981) (ペンシルベニア州リーハイ郡裁判所事務所); United States v. Vignola, 464 F. Supp. 1091 (E.D. Pa.), *aff'd*, 605 F.2d 1199 (3d Cir. 1979).
- 121) See, e.g., United States v. Smith, 547 Fed Appx. 390 (5th Cir. 2013) (ルイジアナ州ポートアレン市警察および市); United States v. Presgraves, 658 F.Supp.2d 770 (4th Cir. 2009) (バージニア州ベイジ郡保安官事務所); United States v. DePeri, 778 F.2d 963 (3d Cir. 1985) (フィラデルフィア市警察), *cert. denied*, 475 U.S. 1109 (1986); United States v. Alonso, 740 F.2d 862, 870 (11th Cir. 1984) (フロリダ州デイド郡公安殺入課); United States v. Ambrose, 740 F.2d 505, 512 (7th Cir. 1984) (シカゴ市警察); United States v. Davis, 707 F.2d 880, 882-83 (6th Cir. 1983) (Sheriff's Office of Mahoning County, Ohio) (オハイオ州マホニング郡保安官事務所); United States v. Lee Stoller Enterprise, Inc., 652 F.2d 1313, 1316-19 (7th Cir. 1981) (イリノイ州マジソン郡保安官事務所); United States v. Bright, 630 F.2d 804, 829 (5th Cir. 1980) (ミシシ

その部署も含まれると解されてきた¹²⁵⁾。さらに、立法者は、エンタープライズとして、犯罪者によって支配されるなどした合法企業を想定していたと考えられるが、判例は、非合法的な犯罪組織もこれに当たると解している¹²⁶⁾。なお、独立した別個の複数のエンタープライズも、ラケッティアリング活動のパターンを通じた、より大きなエンタープライズに参加するという形で、RICO 法上のエンタープライズを構成すると解される可能性がある¹²⁷⁾。

(c) **法的主体の場合** 対象が法的な実体を兼ね備えた存在である場合、RICO 法上のエンタープライズであるという証明は比較的容易であり、エンタープライズの要件を充足する法的実体を兼ね備えていることを証明すれば足りる。そこでは、設立の経緯に応じて、法令や規則、契約書、定款など、法的根拠が証拠として考慮されることになる¹²⁸⁾。これに対して、法的

ッピ州デント郡保安官事務所); *United States v. Baker*, 617 F.2d 1060, 1061 (4th Cir. 1980) (ノースカロライナ州ウィルソン郡保安官局); *United States v. Grzywacz*, 603 F.2d 682, 685-87 (7th Cir. 1979) (イリノイ州マディソン市警察), *cert. denied*, 446 U.S. 935 (1980); *United States v. Burnsed*, 566 F.2d 882 (4th Cir. 1977) (検討なしに、サウスカロライナ州チャールストン市警察副大隊に RICO 法を適用); *United States v. Brown*, 555 F.2d 407, 415-16 (5th Cir. 1977) (ジョージア州マコン市警察); *United States v. Cryan*, 490 F. Supp. 1234, 1239-44 (D.N.J.) (ニュージャージー州エセックス郡保安官事務所に、RICO 法を適用), *aff'd*, 636 F.2d 1211 (3d Cir. 1980).

122) *See, e.g., United States v. Goot*, 894 F.2d 231, 239 (7th Cir. 1990); *United States v. Yonan*, 800 F.2d 164, 167-68 (7th Cir. 1986) (クック郡州検察官事務所), *cert. denied*, 479 U.S. 1055 (1987); *United States v. Altomare*, 625 F.2d 5, 7 n.7 (4th Cir. 1980) (ウエストバージニア州ハンコック郡検察官事務所).

123) *See, e.g., United States v. Burns*, 683 F.2d 1056, 1059 n.2 (7th Cir. 1982) (イリノイ州クック郡租税不服申立委員会); *United States v. Frumento*, 563 F.2d 1083, 1089-92 (3d Cir. 1977) (ペンシルバニア州タバコ税収局).

124) *See, e.g., DeFalco v. Bernas*, 244 F.3d 286, 306-09 (2d Cir. 2001) (ニューヨーク州デラウェア町).

125) リンチ・前掲注3) 96頁。

126) *United States v. Turkette*, 452 U.S. 576 (1981). テロ組織が、RICO 法上の「エンタープライズ」に包含されるかについて整理した邦語文献として、野村貴光・前掲注3) 238-248頁。

127) *United States v. Huber*, 603 F.2d 387 (2d Cir. 1979), *cert. denied* 445 U.S. 927 (1980); *City of New York v. Cyco.Net Inc.*, 383 F. Supp. 2d 526 (S.D.N.Y. 2005).

128) THE STAFF OF THE ORGANISED CRIME AND GANG SECTION U.S. DEPARTMENT OF JUSTICE, *supra* note 37, at 77. *See, e.g., In re Insurance Brokerage Antitrust Litigation*, 618 F.3d 300, 364 (3d Cir. 2010) *citation omitted*; *Warner*, 498 F.3d at 696-97 (「検討中のエンタープライズが法的主体で

主体でない場合、合法的な結合体やグループだけでなく、非合法的なものも含まれると解されているが¹²⁹⁾、その規定内容が、普遍的でなく、同類解釈則 (*eiusdem generis*) を適用することはできない。

(d) **事実上結びつきあった結合体の場合** エンタープライズが、「事実上結びつきあった結合体」の場合、検察は、結合体に、いくつかの構造上の特徴があることを証明しなければならない。その際、特定の構造である必要はなく、エンタープライズに関する証拠は、関係者がラケットティアリング活動のパターンに従事していることを証明するのと同じ証拠に基づくことも可能である¹³⁰⁾。

具体的には、①フォーマルか、インフォーマルかを問わず、持続的な組織 (*ongoing organization*) が存在したことと、②複数の関係者が継続的な単位 (*continuing unit*) として機能していたことの二点を証明することが、検察には求められる¹³¹⁾。前述したように、このうち後者については、「パターン」と評価できる性質と回数のラケットティアリング活動が、エンタープライズの構成員によって実行されていたという証拠によって証明されるが、そこでの判断材料と、ラケットティアリング活動のパターンであるか否かの判断材料

ある場合、エンタープライズの要素は、単に、その主体が、実際に法実体を有するという証拠によって充足される」と判示 (*quoting James Morrison Mecone, et al; Racketeer Influenced and Corrupt Organizations, 43 Am. Crim. L. Rev. 869, 881 (2006)*); *United States v. Kirk, 844 F.2d 660, 664 (9th Cir. 1988)*; *United States v. Cauble, 706 F.2d 1322, 1340 (5th Cir. 1983)*; *United States v. Griffin, 660 F.2d 996, 999 (4th Cir. 1981)*).

129) *United States v. Turkette, 452 U.S. 580-82 (1981)*; *see also United States v. Palacios, 677 F.3d 234 (4th Cir. 2012), cert. denied 133 S. Ct. 124 (2012)*; *United States v. Harris, 2009 WL 4059388 (D. Kan. Nov. 20, 2009)*; *aff'd in part sub nom. United States v. Knight, 659 F.3d 1285 (10th Cir. 2011), aff'd in part sub nom. United States v. Randall, 661 F.3d 1291 (10th Cir. 2011), aff'd in part 695 F.3d 1125 (10th Cir. 2012)*; *Dana Corp. v. Blue Cross & Blue Shield, 900 F.2d 882 (6th Cir. 1990)*; *United States v. Elliott, 571 F.2d 880 (5th Cir.)*, *rehearing denied 575 F.2d 300 (5th Cir. 1978)*, *cert. denied sub nom. Hawkins v. United States, 439 U.S. 953 (1978)*).

130) *Boyle v. United States, 556 U.S. 938, 946 (2009)*. ボイル・ケース判決を素材に、RICO 法違反の罪の「エンタープライズ」の要件について考察を加えた邦語文献として、野村健太郎・前掲注3) 276-282頁を参照。

131) *Turkette, 452 U.S. at 583*.

は必ずしも一致しないため、すべてのラケットティアリング活動のパターンが、自動的に RICO 法上のエンタープライズに該当するわけではない¹³²⁾。

エンタープライズと認められるために、その性質として、組織内のヒエラルキーや指示系統までの存在は必要でなく、ラケットティアリング活動のパターンとしての性質を超えて、目的、参加者相互の関係性、目的の達成に必要な持続性という構造的な特徴が認められれば足りる¹³³⁾。このうち、目的については、経済的な動機であることを要しない¹³⁴⁾。したがって、ここでのエンタープライズには、政治的な目的によるテロ組織や殺人などの非財産犯罪を目的とした集団も含まれることになる¹³⁵⁾。

また、RICO 法違反の罪で起訴されたすべての者が、エンタープライズの構成員として、エンタープライズに所属していることも、「エンタープライズ」と認められるための必須要件ではない。

(e) **者とエンタープライズの関係** RICO 法違反の罪で起訴された「者」と、関係する「エンタープライズ」とが、分離され、別個の性質でなければならないかどうかは、訴訟が、1962条(a)項、(b)項、または(c)項のいずれに基づいて提起されたものかによって決まる。ほとんどの裁判所は、(a)項の「ラケットティアリング活動のパターンから得た権益の利用の禁止」および(b)項の「企業における、ラケットティアリング活動のパターンを通じた権益の獲得または維持の禁止」に基づき提起された訴訟では、RICO 法違反の罪の被告人が、エンタープライズと分離していることを要しないと判断してきた¹³⁶⁾。これらとは対照的に、1962条(c)項の「エンタープライズに雇用され

132) *Turkette*, 452 U.S. 576.

133) *Boyle v. United States*, 129 S. Ct. 2237 (2009); *see also*, *United States v. Pierce*, 785 F.3d 832 (2d Cir. 2015); *United States v. Harris*, 695 F.3d 1125 (10th Cir. 2012); *United States v. Hosseini*, 679 F.3d 544 (7th Cir. 2012); *United States v. Palacios*, 677 F.3d 234 (4th Cir. 2012); *United States v. Bingham*, 653 F.3d 983 (9th Cir. 2011). *United States v. Burden*, 600 F.3d 204 (2d Cir. 2010); *United States v. Hutchinson*, 573 F.3d 1011 (10th Cir. 2009).

134) *Nat'l Org. for Women, Inc. v. Scheidler*, 510 U.S. 249 (1994).

135) THE STAFF OF THE ORGANISED CRIME AND GANG SECTION U.S. DEPARTMENT OF JUSTICE, *supra* note 37, at 103.

136) *See Cruz v. FXDirectDealer*, 720 F.3d 115, 120 (2d Cir. 2013); *see also* *Churchill Vill., LLC v.*

ている、または関与している者による、ラケッティアリング活動のパターンを通じたエンタープライズの業務に関連する行為の実行または関与の禁止」は、RICO 法に定められた「者」が、エンタープライズと分離していることが要求される¹³⁷⁾。ただし、2001年に、セドリック・クシュナー社ケースにおいて、合衆国最高裁判所は、たとえ、エンタープライズの従業員が、会社の唯一の株主であったとしても、エンタープライズである会社と法的に区別され得ると判断した¹³⁸⁾。こうした判例の判断は、1962条(c)項の下での「者」およびエンタープライズが、事実上ではなく、法的に区別される必要があることを示唆しているといえよう¹³⁹⁾。

(f) **州際通商へのエンタープライズの影響** 規定上も明記されているように、RICO 法違反の罪について、連邦裁判所が裁判管轄権を有するのは、エンタープライズが、州際通商に影響を与えたときに限られる¹⁴⁰⁾。とはいえ、ここから、ラケッティアリング活動自体は、州際通商に影響を与えないとの解釈を導くのは誤りである。1962条は、エンタープライズが、通商に「関与」するか、「通商に影響を与える」活動に従事することを要求するため、「活動」には「エンタープライズ」が行う前提行為が含まれる¹⁴¹⁾。通商条項に基づいた他の立法におけるのと同様に、実際には、通商への影響は最小限で足り

Gen. Electric, 361 F.3d 566, 574 (9th Cir. 2004); *Crowe v. Henry*, 43 F.3d 198, 205 (5th Cir. 1995); *New Beckley Mining Corp. v. Int'l Union, United Mine Workers of Am.*, 18 F.3d 1161, 1163 (4th Cir. 1994); *Genty v. Resolution Trust Corp.*, 937 F.2d 899, 907 (3d Cir. 1991); *Reynolds v. E. Dyer Dev. Co.*, 882 F.2d 1249, 1251 (7th Cir. 1989).

137) *See Cedric Kushner Promotions, Ltd. v. King*, 533 U.S. 158, 161 (2001).

138) *Id.* at 163; *see also City of N.Y. v. Smokes-Spirits.com, Inc.*, 541 F.3d 425, 448 (2d Cir. 2008), *rev'd on other grounds sub nom.*, *Hemi Grp., LLC v. City of N.Y.*, 130 S. Ct. 983 (2010).

139) *Jake Ducharme, Marisa Levitt, William Mont, Akina Newbraugh, Alexander Salem and David Seidman, Racketeer Influenced and Corrupt Organizations*, 56 AM. CRIM. L. REV. 1324, 1338 (2018).

140) *United States v. Nascimento*, 491 F.3d 25, 31 (1st Cir. 2007); *United States v. Riddle*, 249 F.3d 529, 537 (6th Cir. 2001); *Callahan v. United States*, 475 U.S. 1098 (1986); *United States v. Murphy*, 768 F.2d 1518 (7th Cir. 1985), *cert denied* 475 U.S. 1012 (1986); *United States v. Qaoud*, 777 F.2d 1105 (6th Cir. 1985), *cert denied sub nom.*; *Miller v. United States*, 446 U.S. 912 (1980); *United States v. Diecidue*, 603 F.2d 535 (5th Cir. 1979), *cert. denied sub nom.*

141) *Waucaush v. United States*, 380 F.3d 251, 256 (6th Cir. 2004)

る¹⁴²⁾。さらに、規定が、州際通商または外国貿易への影響を対象としていることで、RICO法の域外適用の余地を生じさせていることには留意が必要である¹⁴³⁾。

(4) **パターン** 1962条に規定されたRICO法上の犯罪はいずれも、前提行為としてのラケッティアリング活動が、10年以内に2回以上実行されて、「パターン」となることを犯罪成立要件としている¹⁴⁴⁾。

(a) 「パターン」の意義 ここでいう「パターン」と認められるには、同一の犯罪が2回以上でも、異なる犯罪が2回以上でも該当し、州法上の犯罪が2回以上でも、連邦法上の犯罪が2回以上でも、両方で2回以上でも構わない。また、それらの犯罪で、有罪の判決が下される必要も、起訴される必要もない¹⁴⁵⁾。

ただし、1989年のH・J社ケース合衆国最高裁判所判決は、「パターン」という文言から、「単に、関連する複数の前提行為を超える何らかのRICOパターンの存在」という意味を導き出している¹⁴⁶⁾。具体的には、2回以上のラケッティアリング活動には、継続性があり、かつ相互に関連性を有することが必要とされる¹⁴⁷⁾。つまり、検察は、RICO法上の「ラケッティアリン

142) See e.g. *United States v. Walker*, 348 Fed. App'x. 910, 912 (5th Cir. 2009); *United States v. Riddle*, 249 F. 3d 529, 537 (6th Cir. 2001); *United States v. Juvenile Male*, 118 F.3d 1344, 1349-50 (9th Cir. 1997); *United States v. Qaoud*, 777 F.2d 1105 (6th Cir. 1985); *United States v. Altomare*, 625 F.2d 7-8 (4th Cir.1980). ただし、州際電話通信の利用につき、連邦の司法管轄権を否定したものとして、*Gitterman v. Vitoulis*, 579 F. Supp. 423, 425 (S.D.N.Y. 1983).

143) See *United States v. Parness*, 503 F.2d 430, 438-439 (2d Cir. 1974), *cert. denied* 419 U.S. 1105 (1975).

144) *H.J. Inc. v. Nw. Bell Tel. Co.*, 492 U.S. 229, 241-42 (1989). see also *Heinrich v. Waiting Angels Adoption Servs., Inc.*, 668 F.3d 393, 410 (6th Cir. 2012).

145) See, e.g., *United States v. Malatesta*, 583 F.2d 748, 757 (5th Cir. 1978), *modified on other grounds*, 590 F.2d 1379 (5th Cir. 1979); *United States v. Parness*, 503 F.2d 430, 441 (2d Cir. 1974). Cf. *Sedima, S.P.R.L. v. Imrex Co.*, 473 U.S. 479, 500 (1985); *Fort Wayne Books, Inc. v. Indiana*, 489 U.S. 46 (1989).

146) See *H.J. Inc. v. Northwestern Bell Tel. Co.*, 492 U.S. 229, 238 (1989). H・J社ケースについて紹介する邦語文献として、梅津昭彦「RICO法の適用と『パターン』概念の不明確性」商事法務1396号(1995)32-35頁。

147) *Sedima, S.P.R.L. v. Imrex Co.*, 473 U.S. 479 (1985).

グ活動のパターン」の存在を示すため、複数の前提行為相互の関連性と個々の前提行為の継続性の両方を証明しなければならないのである¹⁴⁸⁾。この「関連性」と「継続性」という2つの要件は別々に設定されなければならない。したがって、独立した複数のラケッティアリング活動は、「パターン」を構成しない¹⁴⁹⁾。ただし、判例は、これら2つの要件についての証拠が、しばしば重複することを認めている。

(b) **関連性** このうち、関連性とは、同一の、もしくは類似した目的、結果、関与者、被害者または実行の方法を兼ね備え、または、その他の明確な特徴によって相互に関連づけられたもので、孤立した犯罪行為ではないものを意味する¹⁵⁰⁾。しかし、このようにラケッティアリング活動が、常に、類似していたり、互いに直接的に関連していたりすることを求めるのは、RICO法の立法時に、主たる取締りの標的として想定された「組織犯罪の高度に多様化した犯罪活動¹⁵¹⁾」を、同法が捕捉できなくなることにつながりかねない。そのため、判例においては、パターンを構成するにあたって、ラケッティアリング活動が相互に類似または関連している必要はなく、むしろパターンは、エンタープライズと関連している犯罪として1961条(1)号に規定された多様なラケッティアリング活動から成ることが証明されれば足りると解する立場が主流である。

具体的には、①ラケッティアリング活動が、エンタープライズの目的達成

148) パターンの判断基準としての「関連性」と「継続性」について詳述した邦語文献として、門田・前掲注3) 島大法学36巻3号(1992)1-20頁、同37巻1号(1993)85-112頁、同38巻2号(1994)33-62頁。

149) *Sedima*, 473 U.S. at 496 n.14. なお、セディマ・ケース合衆国最高裁判所判決では、合衆国法典第18編3575条(e)項に定められた危険な特殊犯罪者に対する刑の加重に関する規定を参考に、「パターン」の意義について、より詳細に、「同一の、または類似した目的、結果、関与者、被害者、実行の方法の犯罪行為を包含するとき、または、それ以外の場合には、顕著な特徴によって相互に関連し、孤立した出来事ではないとき、犯罪行為はパターンを形成する。」と述べている(*Id.*)。

150) *H.J. Inc.*, 492 U.S. at 240

151) *See, e.g.*, S.REP. NO. 91-617, at 41; 116 Cong. Rec. 586 (1970); *id.* at 591; *id.* at 601; *id.* at 606-607; *id.* at 819.

を促し、または、エンタープライズに利益をもたらしていること¹⁵²⁾、②エンタープライズまたはエンタープライズにおける被告人の役割が、被告人のラケットティアリング活動の実行、または実行の幫助を可能にしていること¹⁵³⁾、③ラケットティアリング活動が、エンタープライズの命令で、またはエンタープライズのためになされたものであること¹⁵⁴⁾、④ラケットティアリング活動が、同一または類似の目的、結果、参加者、被害者または方法を有していること¹⁵⁵⁾ などから、関連性は認められる。

(c) **継続性** 継続性は、「期間限定型 (closed ended)」の継続性か、「期間非限定型 (open-ended)」の継続性かのいずれかの立証によって充足される。このうち期間限定型の継続性は、「相当の期間、通常は複数年にわたった一連の関連する前提行為」によって立証される¹⁵⁶⁾。これに対して、期間

152) *See, e.g.*, United States v. Gilmore, 590 Fed.Appx. 390, 403-04 (5th Cir. 2014); United States v. Delgado, 401 F.3d 290, 298 (5th Cir. 2005); *Irizarry*, 341 F.3d at 301-02; *Kehoe*, 310 F.3d at 587; United States v. Polanco, 145 F.3d 536, 541 (2d Cir. 1998); United States v. Wong, 40 F.3d 1347, 1375 (2d Cir. 1994); *Minicone*, 960 F.2d at 1106-07; *Eufrazio*, 935 F.2d at 566-67; United States v. Salerno, 868 F.2d 524, 533 (2d Cir. 1989); *Indelicato*, 865 F.2d at 1384; United States v. Killip, 819 F.2d 1542, 1549-50 (10th Cir. 1987); *Davis*, 707 F.2d at 883; United States v. *Zang*, 703 F.2d at 1194; *Thevis*, 665 F.2d at 625; *Phillips*, 664 F.2d at 1011-12.

153) *See, e.g.*, *Irizarry*, 341 F.3d at 301; United States v. Smith, 413 F.3d 1253, 1272 (10th Cir. 2005); United States v. Bruno, 383 F.3d 65, 84 (2d Cir. 2004); *Marino*, 277 F.3d at 26-28; *Corrado*, 227 F.3d at 554; United States v. Posada-Rios, 158 F.3d 832, 856-57 (5th Cir. 1998); *Grubb*, 11 F.3d at 439; United States v. Tillem, 906 F.2d 814, 822 (2d Cir. 1990); United States v. Pieper, 854 F.2d 1020, 1026-27 (7th Cir. 1988); United States v. Horak, 833 F.2d 1235 (7th Cir. 1987), 1239-40; *Robilotto*, 828 F.2d at 947-48; United States v. Carter, 721 F.2d 1514, 1526-27 (11th Cir. 1984).

154) *See, e.g.*, *Daidone*, 471 F.3d at 373; United States v. Olson, 450 F.3d 655, 671 (7th Cir. 2006); *Smith*, 413 F.3d at 1272; *Miller*, 116 F.3d at 676-77; *Minicone*, 960 F.2d at 1107; *Angiulo*, 897 F.2d at 1180.

155) *See, e.g.*, United States v. Brandao, 539 F.3d 44, 55 (1st Cir. 2008); Moon v. Piping Supply, 465 F.3d 719, 724 (6th Cir. 2006); United States v. Hively, 437 F.3d 752, 761-62 (8th Cir. 2006); *Cianci*, 378 F.3d at 88-89; United States v. Diaz, 176 F.3d 52, 93-94 (2d Cir. 1999); Cosmos Forms Ltd. v. Guardian Life Ins., 113 F.3d 308, 310 (2d Cir. 1997); United States v. Brazel, 102 F.3d 1120, 1137-39 (11th Cir. 1997); United States v. Beasley, 72 F.3d 1518, 1525-26 (11th Cir. 1996); *Indelicato*, 865 F.2d at 1384; *Zauber*, 857 F.2d at 150; United States v. Ruiz, 905 F.2d 499, 504 (1st Cir. 1990).

156) *Id.* at 241-42 (期間限定的継続性について定義); *see also* Heinrich v. Waiting Angels

非限定的継続性とは、短期間しか続かない行為であって、それにもかかわらず、将来にまで影響が及ぶおそれがあるものをいう¹⁵⁷⁾。H・J・社ケースにおいて、合衆国最高裁判所は、この問題についてケース・バイ・ケースで検討することを認め、「継続的なラケットティアリング活動のおそれは、各ケースの具体的な事実による」と述べた¹⁵⁸⁾。

連邦控訴裁判所の各巡回区は、ラケットティアリング活動のパターンの存在を立証するために、さまざまなテストを適用してきた。大半の巡回区連邦控訴裁判所は、パターンの存在を、関連性と継続性から判断するアプローチを採用してきたが¹⁵⁹⁾、その際の判断基準をめぐっては見解の一致を見ていない¹⁶⁰⁾。第1、第2、第3、第5、第6、第8、第9、第11、連邦、およびコロンビア特別区の巡回区連邦控訴裁判所は、連続性の部分について、時間の長さと行為の個数に焦点を当てた二段階の分析を用いてきた¹⁶¹⁾。これら

Adoption Servs., Inc., 668 F.3d 393, 410 (6th Cir. 2012) .

157) See *H.J. Inc.*, 492 U.S. at 242; see also *Grubbs v. Sheakley Group, Inc.*, 807 F.3d 785, 805 (6th Cir. 2015); *U.S. Airline Pilots Ass'n v. Awappa, LLC*, 615 F.3d 312, 318-20 (4th Cir. 2010); *Hively*, 437 F.3d at 762.

158) *H.J. Inc.*, 492 U.S. at 242.

159) See *S. Snow Mfg. Co. v. SnowWizard Holdings, Inc.*, 567 F. App'x 945, 963 (Fed. Cir. 2014) (前提行為と「継続的な犯罪行為となり、またはその脅威をもたらす」ラケットティアリング活動との間の関係を要求); *United States v. Bergrin*, 650 F.3d 257, 270 (3d Cir. 2011) (前提犯罪の「関連性」による起訴を分析し、犯罪が「孤立した出来事ではない」ことを暗示している、いくつかの「目立った特徴」があると結論); *United States v. Pizzonia*, 577 F.3d 455, 465 (2d Cir. 2009); *St. Germain v. Howard*, 556 F.3d 261, 263 (5th Cir. 2009); *United States v. Lawson*, 535 F.3d 434, 444 (6th Cir. 2008); *Browne*, 505 F.3d at 1257-58; *Hively*, 437 F.3d at 761-62; *Cianci*, 378 F.3d at 88; *Howard v. Am. Online Inc.*, 208 F.3d 741, 746 (9th Cir. 2000); *United States v. Richardson*, 167 F.3d 621, 626 (D.C. Cir. 1999).

160) See, e.g., *United States v. Shifman*, 124 F.3d 31, 36 (1st Cir. 1997); *Blandford*, 33 F.3d at 702-03.

161) See, e.g., *Craig Outdoor Adver., Inc. v. Viacom Outdoor, Inc.*, 528 F.3d 1001, 1028 (8th Cir. 2008); *Howard*, 208 F.3d at 750; *Word of Faith World Outreach Ctr. Church, Inc. v. Sawyer*, 90 F.3d 118, 122 (5th Cir. 1996). これに対して、第2巡回区および第3巡回区連邦控訴裁判所は、それぞれ限定型の継続性または非限定型の継続性が立証されているか否かを判断する際に、一貫性のないアプローチを採用している。See *Tabas v. Tabas*, 47 F.3d 1280, 1294-95 (3d Cir. 1995) (原告が「継続的な詐欺的行為の脅威」を確立したため、3年半の計画は、非限定型の継続性と同様、限定型の継続性を充足したと判示); *United States v. Aulicino*, 44 F.3d 1102,

の巡回区連邦控訴裁判所においては、期間限定型の継続性または非限定型の継続性のいずれかの証明によって、継続性の部分を充足させ得る（これらの控訴裁判所は、関連性の部分については、目的、被害者、方法、結果などの要因を考慮する¹⁶²⁾ 緩やかなアプローチを採用している¹⁶³⁾）。

これに対して、第7巡回区連邦控訴裁判所と第10巡回区連邦控訴裁判所は、H・J社ケース判決に従うとしているものの、継続性のために、前提行為の個数、種類、期間、被害者の数、別の計画の存在、および明確な損害といった多元的要素テストを用い続けてきた¹⁶⁴⁾。このように、H・J社ケース判決以前に主流であった多元的要素テストを使用しているにもかかわらず、第7巡回区連邦控訴裁判所は、「継続性は、長期にわたるラケットティアリング活動または継続的な犯罪活動のおそれを含むという裁判所の提案に注目する」と述べることで、H・J社ケースを支持する姿勢も示しているのである¹⁶⁵⁾。他方、第10巡回区連邦控訴裁判所では、継続性の分析に、多元的要素テストを採用しているが、主として、期間と範囲に力点がおかれている¹⁶⁶⁾。

1113-14 (2d Cir. 1995) (当該の行為が3か月半の期間にしかわたらなかったとしても、意図的に誘拐被害者のリストが使い果たされなかったため、非限定型の継続性が証明されたと判示); see also *Cofacredit, S.A. v. Windsor Plumbing Supply Co.*, 187 F.3d 229, 244 (2d Cir. 1999) (1年未満の期間にしかわたらなかったメール詐欺の前提行為は、限定型の継続性を充足しないと判示)。

162) See *Howard*, 208 F.3d at 749 (被害者、方法、目的、および結果が異なっていたため、関連性の部分が充足されないと判示); see also *Bingham*, 653 F.3d at 993 (合理的な陪審員は、謀殺が、目的、結果、関与者、および実行の方法に関連していると判断してきたと判示)。

163) See *Mark*, 460 F. App'x at 108 (「散発的で個別の犯罪行為だけでは、組織犯罪の事案において、RICO 法上の目的のパターンを浮かび上がらせることはできないが、関連性と継続性は、多様な前提行為を、その事業がラケットティアリング活動であるエンタープライズに結びつけることによって」証明され得る。なぜならば、「犯罪的なエンタープライズは、多目的に利用可能であれば、少なからず、危険である」ため、RICO 法は、前提行為自体が多様である可能性を容認していると判示)。

164) 420 E. Ohio Ltd. P'ship v. Cocose, 980 F.2d 1122, 1124 (7th Cir. 1992)。

165) *Id.* at 1124-25 (citing *U.S. Textiles, Inc. v. Anheuser-Busch Cos.*, 911 F.2d 1261, 1267 (7th Cir. 1990)); see also *DeGuelle v. Camilli*, 664 F.3d 192, 199 (7th Cir. 2011)。

166) See *Resolution Tr. Corp. v. Stone*, 998 F.2d 1534, 1543 (10th Cir. 1993) (継続性は時間的な概念であるから、存続期間は重要であり、複数の進行中の活動は、散発的な関連行為よりも継続性を充足する可能性が高いため、広範性は重要であると判示), *superseded on other*

さらに、第4巡回区連邦控訴裁判所は、混合型のアプローチを採用してきた。このアプローチは、パターンを決定するための「継続性」と「関連性」のテストを採用しているように装っているが¹⁶⁷⁾、「継続性」の部分を判断するにあたって、多元的要素のテストを維持している¹⁶⁸⁾。第4巡回区連邦控訴裁判所は、「パターンを立証するには1つの計画で足りる」との理由により、継続性の要件の緩やかな解釈を正当化している¹⁶⁹⁾。

2 3つの違反行為とコンスピラシーの成立要件

合衆国法典18編1962条で禁止された行為は、前述したキータームを用いた次の4つの行為を禁止する。①ラケッティアリング活動のパターンから得た利益の投資 ((a)項)、②企業における、ラケッティアリング活動のパターンを通じた利益の獲得または維持 ((b)項)、③ラケッティアリング活動のパタ

grounds by statute, Private Securities Litigation Reform Act of 1995, Pub. L. No. 104-67, 109 Stat. 737; *see also Tal*, 453 F.3d at 1268 (「継続性を判断するために、関連する前提行為の期間と RICO エンタープライズの計画の範囲の両方を考察する」と判示)。広範性は、被害者の人数、行為の個数、行為の種類、傷害の特徴、および計画の複雑さによって決せられる (*See Resolution Tr. Corp.*, 998 F.2d at 1543-44.)。

167) *See ePlus Tech., Inc. v. Aboud*, 313 F.3d 166, 181-82 (4th Cir. 2002) (*quoting H.J. Inc.*, 492 U.S. at 239)。H・J社ケース判決以前、第4巡回区連邦控訴裁判所は、「前提行為の個数と種類、実行された時間の長さ、推定される被害者の人数、別々の計画の存在、および複数の傷害結果の可能性」を考慮した多元的要素テストを採用していた (*Parcoil Corp. v. NOWSCO Well Serv., Ltd.*, 887 F.2d 502, 504 (4th Cir. 1989).)。

168) *See Anderson v. Found. for Advancement, Educ. & Emp't of Am. Indians*, 155 F.3d 500, 505-06 (4th Cir. 1998) (エンタープライズの通常のビジネス方法の一部である前提行為に基づいた継続性を証明する H・J社ケース判決だけでなく、「その範囲と永続性が社会福祉に特別な脅威をもたらす継続的な違法活動」の証拠も要求 (*quoting Menasco, Inc. v. Wasserman*, 886 F.2d 681, 684 (4th Cir. 1989)); *Int'l Data Bank, Ltd. v. Zepkin*, 812 F.2d 149, 155 (4th Cir. 1987) (RICO 法上のパターンの存在を判断できる機械的なテストは存在せず、何がパターンを構成するかは、範囲と程度の問題であると判示)。

169) *Parcoil*, 887 F.2d at 503; *see also Grubb*, 11 F.3d at 440 (複数の候補者が違法に選出されたとき、一個の選挙活動詐欺の計画は、パターンを証明するのに十分であると判示); *Walk v. Baltimore & Ohio R.R.*, 890 F.2d 688, 690 (4th Cir. 1989) (単一の企業組織において、少数派を追い出すという単一の不連続の目標を達成することを目指した「期間限定型」の行為の性質にもかかわらず、10年間にわたって継続された当該ラケッティアリング活動は、RICO 法上のパターンの要件を充足する長期的な行為を構成すると判示)。

ーンを通じた企業の業務の遂行 ((c)項)、および④上記のいずれかの実行の共同謀議 ((d)項) である。

(1) ラケッティアリング活動のパターンから得た利得等の使用・投資

合衆国法典18編1962条(a)項は、ラケッティアリング活動によってもたらされた利得の直接的または間接的な使用または投資を禁止している。同条の規定は、州際または外国との通商に影響を与える可能性のあるエンタープライズを設立または運営するためのラケッティアリング活動からもたらされる利得に関連した収益を使用することも禁じている。このように1962条(a)項は、「賭博またはその他の違法活動からの利益の投資によって腐敗していない事業を支配する」という、議会が意図した「古典的なマフィアの投資事案」を対象としている¹⁷⁰⁾。もっとも、本項の違反行為について、民事 RICO 訴訟が提起されることはあっても、刑事訴追が行われる例は少ない。

同条は、被告人が、前提行為を行い、その行為から得た収益を、標的となった企業に投資したと、合理的な疑いを超えて証明することを要求している¹⁷¹⁾。ところが、限られた1962条(a)項の判例は、この成立要件を無視するか、厳格に要求してこなかった¹⁷²⁾。たとえば、「金銭の不特定性および不正に取得した利益の金額を正確に反映した記録を残さない組織犯罪の実情のために、直接的な出所の証明が困難である」ことから¹⁷³⁾、裁判所は、多くの事

170) SMITH & REED, *supra* note 46, at § 5.02 [1].

171) See G. Robert Blakey & John Robert Blakey, *Civil and Criminal RICO: An Overview of the Statute and Its Operations*, 64 DEF. COUNS. J. 36, 38 (1997); see also *Vogt*, 910 F.2d at 1193-94; *United States v. Porcelli*, 865 F.2d 1352, 1364 (2d Cir. 1989). *But see* *United States v. Robertson*, 73 F.3d 249, 253 (9th Cir. 1996) (検察が、薬物の販売代金の預金を RICO 法上のエンタープライズの投資または運営に結びつけることができなかったことから、1962条 (a) 項違反の罪での公訴の棄却を支持)。

172) See *Vogt*, 910 F.2d at, 1193-94.

173) Louis C. Long, *Treble Damages for Violations of the Federal Securities Laws: A Suggested Analysis and Application of the RICO Civil Cause of Action*, 85 DICK. L. REV. 201, 229 (1981). これに対して、「典型的なラケッティア」は、ラケッティアリングの収益を隠すために必要な簡単な予防措置を講じない可能性が高いと論じ、「通常、合理的には、徹底した財務調査によって、投資された金銭をその不正な資金源にまで遡ることができるはず」と説くものとして、SMITH & REED, *supra* note 46, at § 5.02 [5].

案において、収益の出所を、情況証拠から推認してきた¹⁷⁴⁾。

これに対して、メンズ・レアについては、成立範囲を限定する判例も存在する。1962条(a)項の文言には、メンズ・レアの要件が明確に規定されていないが、判例の中には、違法な収入源についての被告人の認識が要求されると解するものがある¹⁷⁵⁾。こうした理解を前提とすれば、汚れた利益と合法的な収入が混じり合って、分けられないケースでは、被告人のメンズ・レアが充足されない可能性が認められることになる¹⁷⁶⁾。

(2) 企業の利益の不正な取得 1962条(b)項は、「ラケッティアリング活動のパターンを通じて」、「州際通商または外国貿易に従事し、または、その活動が州際通商または外国貿易に影響を及ぼしているエンタープライズ」の権益を取得または維持することを禁じている。このように1962条(b)項は、組織犯罪者が、正当な事業を支配するためにラケッティアリング活動を行う場合を想定した規定であり、高利貸し、贈収賄、恐喝または詐欺などによって、企業に「強引に介入する」ことで、その行為者は起訴される¹⁷⁷⁾。ここでは、1962条(a)項と違って、被告人が、権益をラケッティアリング活動のパターンから受領することが要求されていない。もっとも、実際には、1962条(a)項と同様に、同条(b)項は、刑事訴訟の根拠となることは希とされる¹⁷⁸⁾。

(3) ラケッティアリング活動を通じたエンタープライズの運営 最も一般的に使用されている RICO の条項である1962条(c)項は、エンタープライズに雇用され、または関連する者が、ラケッティアリング活動のパターンを通じて、そのエンタープライズの行動または業務を実施し、またはそれらに関与することを禁止している。その違反の罪の成立には、ラケッティアリング

174) *See Vogt*, 910 F.2d at 1197; *United States v. Cauble*, 706 F.2d 1322, 1342 (5th Cir. 1983); *United States v. McNary*, 620 F.2d 621, 628 (7th Cir. 1980).

175) *Salinas*, 522 U.S. at 65.

176) SMITH & REED, *supra* note 46, at § 5.02 [2].

177) *See Barry Tarlow*, RICO Revisited, 17 GA. L. REV. 291, 323 (1983); *see also Tal*, 453 F.3d at 1269; *Advocacy Org. for Patients & Providers v. Auto Club Ins.*, 176 F.3d 315, 328 (6th Cir. 1999).

178) *See SMITH & REED*, *supra* note 46, at § 5.03.

活動のパターンとエンタープライズとの間の関係、またはつながり (nexus) が要求される¹⁷⁹⁾。

1993年のレイプス・ケース判決において、合衆国最高裁判所は、1962条(c)項の下では、被告人が、エンタープライズの経営または運営に参加した場合にのみ、ラケットティアリング活動のパターンとエンタープライズとの間の必要なつながりが認められると判示した¹⁸⁰⁾。したがって、意思決定の度合いが小さな行為は、エンタープライズの業務への関与とは評価されない可能性がある¹⁸¹⁾。たとえば、前述のレイプス・ケース判決では、監査を実施し、企業の財務諸表を作成した会計士について、1962条(c)項に基づき責任を問われる義務のある参加レベルはないとの判断が下された¹⁸²⁾。もっとも、この判決は、弁護士や会計士などの専門家を RICO 法上の責任から除外することを意味するものではない¹⁸³⁾。たとえば、エンタープライズが、リベートによって、贈賄者の支配下に置かれた場合、エンタープライズに関係を有する他者によって「運営されている」または「管理されている」と評価される可能性がある¹⁸⁴⁾。ここからは、被告人が、エンタープライズ内で正式な地位を有する必要はないとの理解を読み取れる。ただし、判例は、一般的に、被告人が、エンタープライズへの単なる報告などよりも強い関与をしているこ

179) *Indelicato*, 865 F.2d at 1384.

180) *Reves*, 507 U.S. at 185. なお、栗山・前掲注88) 83-88頁、田上・前掲注63) 47-48頁。

181) *Id.* at 185-86.

182) *Id.* at 178-79.

183) G. Robert Blakey & Kevin P. Roddy, *Reflections on Reves v. Ernst & Young: Its Meaning and Impact on Substantive, Accessory, Aiding Abetting and Conspiracy Liability Under RICO*, 33 *AM. CRIM. L. REV.* 1345, 1460 (1996); see *United States v. Stites*, 56 F.3d 1020, 1022 (9th Cir. 1995) (会計の専門家による詐欺は、専門家ではない者によるそれよりも、悪質であると指摘)。

184) *Reves*, 507 U.S. at 184; see also *Tal*, 453 F.3d at 1269 (RICO 法上の責任を負うには、被告人が重要な管理権限を有している必要はないが、エンタープライズの運営または管理に関与している必要がある旨を判示); *United States v. Parise*, 159 F.3d 790, 796 (3d Cir. 1998) (エンタープライズで正式な地位を有していなかったにもかかわらず、エンタープライズの基本的な性質を認識しており、個人の役割を超えていることまで認識していたため、労働組合の従業員に不正な利益を供与した被告人の RICO 法違反の罪で有罪とした原判決を支持)。

とも要求している¹⁸⁵⁾。

レイプス・ケース判決において、合衆国最高裁判所は、上級管理者の指示の下で、エンタープライズを運営する「下位」の従業員についても、エンタープライズに関与していたとみなされる可能性があると認めたが¹⁸⁶⁾、運営または経営に関するテストが、会社の指示の結びつきを、どこまで下に広げるかについての判断は回避した¹⁸⁷⁾。各巡回区連邦控訴裁判所の実質的な判断は、一般的に、組織上の上位者の命令を実行する従業者に RICO 法上の責任を拡大してきたが¹⁸⁸⁾、そうした方向性と異なるものもある¹⁸⁹⁾。

(4) コンスピラシー 1962条(d)項は、「何人も」、1962条の規定に違反することを共同謀議することを禁じている。この規定は、被告人による顕在化した行為 (overt act) を必要としない¹⁹⁰⁾。代わりに、最高裁判所は、1997年のサリナス・ケース判決において、たとえ各共同謀議者が、実質的な犯罪のすべてに関与または促進することに同意していなかったとしても、「犯罪計画のパートナーは、同じ犯罪目的を追求することに同意しているべきである」と述べた¹⁹¹⁾。したがって、1962条(d)項は、被告人が、完了すれば、実質的

185) *See, e.g., In re Ins. Brokerage Antitrust Litig.*, 618 F.3d 300, 371 (3d Cir. 2010).

186) *Reves*, 507 U.S. at 184 n.9.

187) *Id.* at 184 (エンタープライズは経営陣だけでなく、経営陣の指揮下にあるエンタープライズの下位関与者によっても「運営」されているとする一方で、協同組合の記録の監査を行うために雇われた会計士は、協同組合の業務の運営または管理に関与したことにはならないと判断).

188) *See Shamah*, 624 F.3d at 454-55; *United States v. Fowler*, 535 F.3d 408, 418 (6th Cir. 2008); *United States v. Urban*, 404 F.3d 754, 770 (3d Cir. 2005); *Darden*, 70 F.3d at 1543.

189) *Diaz*, 176 F.3d at 92-93 (指示を実行する裁量的権限を有していたが、単に指示のみを行ったと主張した被告人の RICO 法違反での有罪判決は、たとえ、エンタープライズの運営に必要であったとしても、RICO 法違反の罪の申立てにとって十分でない)と判断).

190) *See Salinas*, 522 U.S. at 61-66 (1997) (被告人が二度にわたって賄賂を受領しなかった、または受領することに同意しなかったが、それでも賄賂に関するラケットティアリング活動の計画を促進することに合意していたときのコンスピラシー 罪の有罪判決を支持); *see also Zichettello*, 208 F.3d at 100 (「共同謀議者として有罪判決を受けるには、行為者が、共同謀議の一般的な輪郭の認識をもっていたことが証明されれば足りる」と判示).

191) *Salinas*, 522 U.S. at 63; *see also United States v. Cain*, 671 F.3d 271, 285 (2d Cir. 2012) (1962 条 (d) 項は、「共同謀議者が、ラケットティアリング活動のパターンを通じて、エンタープ

な犯罪の成立要件のすべてを充足するよう試みることを「意図」していたことさえ証明すれば、何らかの形で顕在化したラケットティアリング活動である前提行為を実行していない個人を、検察が起訴することを認めている¹⁹²⁾。結果として、実質的な犯罪の実行に合意したという証拠が示されれば、被告人は、実質的な犯罪で有罪ではないが、そのコンスピラシーでは有罪判決を受けるという可能性が残る¹⁹³⁾。

V RICO 法違反に対する抗弁

RICO 法に基づく訴追に対しては、いくつかの抗弁が主張される可能性がある。とりわけ、①一個または複数の前提行為の無効、②出訴期限の経過、③コンスピラシーからの離脱、④一次的裁判権の原理、⑤逆垂直的専占の原理、および⑥合衆国憲法違反については、理論上も興味深いポイントが散見される。

1 一個または複数の前提行為の無効

裁判所は、①陪審が、RICO 法違反の罪の有罪判決を、無効となった有罪判決に基づいて下していたとき¹⁹⁴⁾、または、②陪審が複数の前提行為のうちいずれが有罪判決の根拠となるのかを示していないとき¹⁹⁵⁾、RICO 法違反の罪の有罪判決を取り消すことができる。ただ、実際には、ほとんどの巡回

イズの業務の運営に関する意思の合意に到達した」という証明を要求すると判示 (quoting *United States v. Basciano*, 599 F.3d 184, 199 (2d Cir. 2010)).

192) *Salinas*, 522 U.S. at 65.

193) *Cornelius*, 696 F.3d at 1317.

194) *See United States v. Delano*, 55 F.3d 720, 725-29 (2d Cir. 1995) (前提行為である恐喝が、適切に考慮から除外された場合、陪審が被告人に有罪判決を下さなかった可能性があることを理由に、RICO 法違反の有罪判決を破棄); *see also United States v. Paccione*, 949 F.2d 1183, 1197-98 (2d Cir. 1991).

195) *See United States v. Marcello*, 876 F.2d 1147, 1153 (5th Cir. 1989) (陪審が、二個の法的に十分な前提行為に基づいて有罪判決を下したことを示すことなく、RICO 法違反の罪の訴因全体に関して有罪判決を下したことを根拠に、RICO 法違反の有罪判決を破棄)。

区連邦控訴裁判所は、「ラケッティアリング活動のパターン」の要件を充足する事実としての二個以上の前提行為を裏づける有罪判決が残されている限り、他の複数の前提行為に対する有罪判決が取り消されたとしても、RICO 法違反の罪の有罪判決は維持されるべきとの立場を支持している¹⁹⁶⁾。これに対して、二個以上の前提行為を裏づける実質的な有罪判決が取り消されるなどして、残っていない場合に、なお RICO 法違反の罪の成立を維持できるかについて、合衆国最高裁判所は明確な立場を示していない。しかし、1991年のグリフィン・ケース¹⁹⁷⁾において、最高裁判所は、証拠が、対象となる前提行為のいずれか1つに関して有罪を裏づけるのに十分であるならば、複数の対象のコンスピラシー罪についての有罪判決における評決が維持されるべきであるとの判断を下した¹⁹⁸⁾。第2、第3、第5、第11巡回連邦控訴裁判所および多数の連邦地方裁判所は、RICO 法違反について有罪とする理由づけにおいてグリフィン・ケースを採用している¹⁹⁹⁾。

2 出訴期限の経過

RICO 法には出訴期限に関する明示的な規定は存在しないが、1987年のエージェンシー・ホールディング社ケース判決²⁰⁰⁾において、合衆国最高裁判

196) *See, e.g.,* United States v. Shenberg, 89 F.3d 1461, 1471 (11th Cir. 1996); United States v. Crockett, 979 F.2d 1204, 1209 (7th Cir. 1992); United States v. Carpenter, 961 F.2d 824, 829 (9th Cir. 1992).

197) Griffin v. United States, 502 U.S. 46 (1991).

198) *Id.* at 50-51.

199) *See Browne*, 505 F.3d at 1261 (2つの十分な前提行為が証明されている限り、RICO 法違反の有罪判決が支持されることを示すためにグリフィン判決の基準を引用); United States v. Edwards, 303 F.3d 606, 641-42 (5th Cir. 2002); United States v. Vastola, 989 F.2d 1318, 1329-31 (3d Cir. 1993) (コンスピラシーの有罪判決を RICO 法違反の有罪判決に類推する際にグリフィン・ケース判決を引用し、2つの前提行為を裏づけるのに十分な証拠がある場合に RICO 法違反の有罪判決を支持); *Eisen*, 974 F.2d at 258 (証拠が有罪判決の1つの根拠を支持するのに十分である場合、RICO 法違反の有罪判決が支持されると述べるにあたって、グリフィン・ケース判決を引用); United States v. Gray, 292 F. Supp. 2d 71, 89 (D.D.C. 2003) (陪審による RICO 法違反についての有罪判決を支持するためにグリフィン・ケース判決を引用).

200) Agency Holding Corp v. Malley-Duff & Assoc., Inc., 483 U.S. 143 (1987).

所は、刑事および民事の RICO 法訴訟の出訴期限について明らかにした²⁰¹⁾。合衆国法典第18編第3282条は、刑事訴訟についての明示の規定が存在しない場合の出訴期限を5年と定めていたことから、最高裁判所は RICO の刑事訴追の出訴期限についても、5年とした²⁰²⁾。同様に、合衆国法典第15編第15条(b)項を根拠に、民事 RICO 訴訟については4年とした²⁰³⁾。

RICO 法違反に関する刑事訴訟においては、出訴期限の開始は、「引き金となる行為 (triggered act)」が起算点とされている²⁰⁴⁾。判例は、1962条のどのサブセクションが刑事訴訟の根拠となるかに応じて、「引き金となる行為」を異なる方法で選び出してきた。たとえば、第4巡回区連邦控訴裁判所は、1990年のフォークト・ケース判決において、1962条(a)項違反の罪に対する出訴期限が、収益をもたらした違法な活動の開始時点ではなく、ラケットティアリング活動からもたらされた収益の投資の時点で開始するとの判断を下した²⁰⁵⁾。

対照的に、1962条(b)および(c)に基づき提起される刑事訴訟の出訴期限は、RICO 法違反の有罪判決にとって必要な最後の違法な前提行為が行われたときに開始する²⁰⁶⁾。この基準によれば、「被告人が、出訴期限内に少なくとも1つの前提行為となるラケットティアリング活動を実行したと、検察が立証する限り」、いつ実行されても、すべての前提行為を処罰することが可能となる²⁰⁷⁾。1962条(d)項に基づき提起される RICO 法上のコンスピラシーに関する刑事訴訟については、実際の違法な前提行為が、その訴訟開始の5年以上前に発生していたとしても²⁰⁸⁾、「共同謀議の目的が達成または放棄されるまで、

201) *See id.* at 146-49 (州の制限法には統一性がないことを理由に、裁判所は規則を連邦法から「借用」し、統一基準を適用)。

202) *See* 18 U.S.C. § 3282 (2018)。

203) *See* 15 U.S.C. § 15 (b) (2018)。

204) *See Vogt*, 910 F.2d at 1196。

205) *Id.* at 1196-97。

206) *Id.* at 1196; *see also* *Bingham v. Zolt*, 66 F.3d 553, 559 (2d Cir. 1995)。

207) *United States v. Persico*, 832 F.2d 705, 714 (2d Cir. 1987); *see Pizzonia*, 577 F.3d at 463; *Wong*, 40 F.3d at 1367; *see also* *United States v. Maloney*, 71 F.3d 645, 662 (7th Cir. 1995)。

208) *See United States v. Arnold*, 117 F.3d 1308, 1313 (11th Cir. 1997) (「検察は、コンスピラシ

出訴制限の規定は開始されない²⁰⁹⁾」。

3 コンスピラシーからの離脱

被告人は、1962条(d)項に基づいて提起された訴訟への抗弁として、共同謀議からの離脱を主張することができる。離脱したという事実を立証するために、被告人は、共同謀議の目的に反する積極的な措置を講じて、共同謀議の目的を否定したり、覆したりしたことを示さなければならない²¹⁰⁾。さらに、被告人は、他の共同謀議者に対して、その措置を伝えるために合理的な努力をしたか、または法執行機関にその計画を通報していなければならない²¹¹⁾。

2013年のスミス・ケース判決において、合衆国最高裁判所は、離脱の抗弁を主張するときには、被告人が、共同謀議の目的を否定し、または覆す積極的な措置を講じたことを立証する責任を負う旨を判示した²¹²⁾。離脱の抗弁は、起訴された犯罪の成立要件を欠くわけではなく、単に、被告人の離脱後に、共同謀議の他のメンバーによって行われた行為に対する被告人の刑事責任を打ち消す効果をもたらすにとどまる。離脱は、被告人が、コンスピラシーという犯罪を一度は実行したことを前提にしており、共同謀議の根底にある犯罪性は残っているものと解されるのである²¹³⁾。

合衆国最高裁判所は、離脱が、被告人の刑事責任を免除する出訴期限の抗

ーが出訴期限内に継続したことを主張・証明し、それゆえ、顕在化した行為の証明の要件を省いたとしても、顕在化した行為ではないコンスピラシーに対する出訴期限の要件を満たしている」と判示)。

209) *Eisen*, 974 F.2d at 264; *United States v. Tocco*, 200 F.3d 401, 425 n.9 (6th Cir. 2000) (「RICO 法上のコンスピラシーは未完成犯罪ではないので、コンスピラシーの目的が達成または放棄された場合にのみ、5年間の出訴期限の規定の効力が開始する」と判示)。

210) *See United States v. Leslie*, 658 F.3d 140, 143 (2d Cir. 2011) (被告人が、共同謀議と反する積極的な措置を講じなければ、共同謀議への継続的な参加が推測されると判示); *United States v. Flaharty*, 295 F.3d 182, 192 (2d Cir. 2002)。

211) *See Leslie*, 658 F.3d at 143; *see also United States v. Starrett*, 55 F.3d 1525, 1550 (11th Cir. 1995) (被告人が、共同謀議者に離脱を伝えず、または計画を法執行機関に表明しなかったことを理由に、被告人の離脱の抗弁を否定することを判断)。

212) *Smith v. United States*, 133 S. Ct. 714, 718–19 (2013)。

213) *Devika Singh, Marietta Catsambas, Holly Flynn, Yaniv Kot and Winston Mayo, Racketeer*

弁と結びつけられたとしても、個々の離脱の立証は、離脱の主張に対する反証を検察官の憲法上の責任と位置づけるものではない旨の判断を下した²¹⁴⁾。他の積極的な抗弁と同様に、コンスピラシーから離脱するための積極的な措置の証明は被告人に課せられ、この点に関する立証責任を被告人に負わせても適正手続には反しない²¹⁵⁾。

いくつかの巡回区連邦控訴裁判所は、エンタープライズから退くことを、それ以上の意義はなく、法律上の問題としての離脱とは評価できないとの判断を下している²¹⁶⁾。これに対して、他の巡回裁判所は、被告人がエンタープライズから離脱するために積極的な措置を講じたことを立証することによって、離脱の一応の有利な事件 (*prima facie case*) を申し立てたとき、検察は「その立証を、一度は、違法な計画に参加したことに基づいて行うことはできない」と判示してきた²¹⁷⁾。したがって、こうした場合に、検察は、被告人の離脱の証拠を弾劾したり、被告人の離脱の証明に反駁する追加の証拠を示したりしなければならないということになる²¹⁸⁾。第3巡回区連邦控訴裁判所は、離脱のための一定の積極的な行為の後の被告人による沈黙は、被告人が継続的にコンスピラシーに参加していたことの証明として十分ではないとした²¹⁹⁾。第3巡回控訴裁判所は、離脱を証明するために、被告人は、

Influenced and Corrupt Organizations, 54 AM. CRIM. L. REV. 1727, 1754 (2017).

214) *Id.* at 720.

215) *Id.* at 721.

216) *See United States v. Harris*, 695 F.3d 1125, 1137 (10th Cir. 2012) (10th Cir. 2012); *Lestie*, 658 F.3d at 144; *United States v. Berger*, 224 F.3d 107, 119 (2d Cir. 2000); *Morton's Mkt, Inc. v. Gustafson's Dairy Inc.*, 198 F.3d 823, 839 (11th Cir. 1999); *United States v. Hughes*, 191 F.3d 1317, 1321 (10th Cir. 1999).

217) *United States v. Steele*, 685 F.2d 793, 803-04 (3d Cir. 1982); *see also Lothian*, 976 F.2d at 1261 (ひとたび、被告人が、離脱に関する一応の有利な事件を形成するのに十分な証拠を提示したのであれば、検察は、合理的な疑いを越えて彼が離脱しなかったことを証明しなければならないと明言)。

218) *See Steele*, 685 F.2d at 803-04; *United States v. Goldberg*, 401 F.2d 644, 649 (2d Cir. 1968) (*citing United States v. Borelli*, 336 F.2d 376, 388 (2d Cir. 1964)).

219) *See Steele*, 685 F.2d at 803 (被告人のエンタープライズからの撤退後の沈黙が、共同謀議への継続的な参加の証拠であるとの検察の主張を否定)。

犯罪エンタープライズおよびその目的を放棄した旨の公的機関への完全な自供か、他の共同謀議者への伝達のような離脱のための積極的な行為に関する一定の証拠を示すことで足りると説く²²⁰⁾。

4 一次的裁判管轄権

RICO 法の訴訟では、しばしば行政規制の対象となる方が一般的行為が含まれる。したがって、一部の RICO 法違反のケースの被告人は、一次的裁判管轄権の抗弁を主張する²²¹⁾。この抗弁では、行政機関が起訴された行為を規制しなければならないため、RICO 法の訴訟請求は閉ざされるか、裁判所の管轄外であると主張される²²²⁾。一次的裁判管轄権の原理は、行政機関の特別な権限内の問題を含んだ事案に適用される²²³⁾。そこでは、裁判所に対し、当事者にとって適切な行政機関への付託を可能にし、当事者に行政判決を求める合理的な機会を与えるためにさらなる手続を停止することが要求される²²⁴⁾。

典型的には、労働法違反の事案において、被告人によって、一次裁判管轄権の抗弁が主張される²²⁵⁾。たとえば、被告人は、起訴されたラケットティアリング活動は、本質的に、連邦労働関係法の下で連邦労働関係委員会によっ

220) United States v. Aldea, 174 F. App'x 52, 60 (3d Cir. 2006) (citing *Steele*, 685 F. 2d at 803-04).

221) See generally United States v. W. Pac. R.R., 352 U.S. 59 (1956).

222) See *Boyes v. Shell Oil Prods. Co.*, 199 F.3d 1260, 1265-66 (11th Cir. 2000).

223) *Reiter v. Cooper*, 507 U.S. 258, 268 (1993).

224) *Id.*

225) See, e.g., *Trollinger v. Tyson Foods, Inc.*, 370 F.3d 602, 608-12 (6th Cir. 2004) (連邦地方裁判所ではなく、連邦労働関係局 (NLRB) が RICO 法違反の申立てを審理する一次的裁判管轄権を有するという被告の主張を棄却); *Hernandez v. Creative Concepts, Inc.*, 862 F. Supp. 2d 1073, 1088 (D. Nev. 2012) (同旨); *Moon v. Harrison Piping Supply*, 375 F. Supp. 2d 577, 58588 (E.D. Mich. 2005) (RICO 法違反の紛争を労働者障害補償局に委ねて、原告の労働者補償給付に対する権利を決定するよう勧告), *rev'd on other grounds*, 465 F.3d 719 (6th Cir. 2006). See generally Howard S. Simonoff & Theodore M. Lieverman, *The RICO-ization of Federal Labor Law: An Argument for Broad Preemption*, 8 LAB. LAW. 335, 352-53 (1992).

て規制される不当労働行為に当たる行為であると主張する²²⁶⁾。「前提行為の存在が、連邦労働法の違反が起きたとの判断に全面的に依拠していると、裁判所が判断した場合、当該事案の裁判管轄権は失われる²²⁷⁾」のである。しかし、法律上、労働法の事件における一次的裁判管轄権の抗弁に対して、いくつかの例外が用意されている。まず、RICO法による起訴は、前提となる犯罪がRICO法の1961条(1)項(c)に明示的に含まれる労働関連行為に該当する場合、連邦労働法により無効とされない。さらに、判例の中には、労使紛争がRICO法違反の起訴にとって付随的な場合には、一次裁判管轄権の原則の適用を拒否する可能性があるとしたり²²⁸⁾、前提行為が労働法以外の法令に違反している場合、RICO法の起訴は無効としないとしたりするものがある²²⁹⁾。さらに、規制上の利便性のために、連邦地方裁判所が、複雑な訴訟を管理することを余儀なくされたとき、一次的裁判管轄権の抗弁は斥けられることがある²³⁰⁾。第2巡回区連邦控訴裁判所は、RICO訴訟から生じる同意判決の下で、一般的には、連邦労働関係委員会の独占的な管轄にある命令を連邦地方裁判所が、発することができるとの判決を下した²³¹⁾。

226) National Labor Relations Act, Pub. L. No. 74-198, 49 Stat. 449 (codified as amended at 29 U.S.C. §§ 151-169).

227) *Tamburello v. Comm-Tract Corp.*, 67 F.3d 973, 978 (1st Cir. 1995) (組合活動に対する報復として従業員を脅迫し、仕事を辞めさせることは、連邦労働関係法の違反となり、同法の主たる管轄の対象となると判示) (quoting *MHC v. Int'l Union, United Mine Workers of Am.*, 685 F. Supp. 1370, 1376-77 (E.D. Ky. 1988)); see also *San Diego Bldg. Trades Council, Millmen's Union, Local 2020 v. Garmon*, 359 U.S. 236, 245 (1959) (「活動がほぼ間違いなく連邦労働関係法の制裁の対象となる場合、連邦裁判所だけでなく州も [NLRB] の排他的権限に従う必要がある」と判示); *Adkins v. Mireles*, 526 F.3d 531, 542 (9th Cir. 2008).

228) See *United States v. Palumbo Bros.*, 145 F.3d 850, 862-63 (7th Cir. 1998) (前提行為が、虚偽の従業員の勤務時間表の郵送を含めて、通信詐欺および郵便詐欺を構成する場合、RICO法違反の公訴提起は、連邦労働関係法によって先行されないと判断)。

229) See *Baker v. IBP, Inc.*, 357 F.3d 685, 689-90 (7th Cir. 2004) (通信詐欺および郵便詐欺について、虚偽の従業員の勤務時間表の郵送を含んだ前提行為が行われた場合、RICO法に基づく公訴提起は、連邦労働関係法によって先行されないと判示); *Palumbo Bros.*, 145 F.3d at 868-70; *Tamburello*, 67 F.3d at 978.

230) *United States v. Int'l Bhd. of Teamsters*, 948 F.2d 98, 105-06 (2d Cir. 1991) vacated as moot sub nom. *Yellow Freight Sys., Inc. v. United States*, 506 U.S. 802 (1992).

231) *Id.* at 106.

労働法以外のケースの RICO 法違反の被告人も、一次的裁判管轄権の抗弁を訴えることに成功する例はあり²³²⁾、たとえば、公益事業に対する訴訟を、その具体例としてあげることができる²³³⁾。他方において、通常、労働法以外の事案では抗弁は容易には認められないとも指摘される²³⁴⁾。主張が「裁判所の通常的能力の範囲内であり、かつ、管轄権を有する機関の判決が有用である可能性が低い」場合、連邦裁判所は、行政機関に従うことを禁じられている²³⁵⁾。実際には、連邦裁判所が、州の行政機関を尊重して一次的裁判管轄権の原理を適用することはめったにない²³⁶⁾。

5 逆垂直的専占

最高裁判所は、連邦政府と州政府の間の特定の関係の維持など、優先すべき事項を解決するために、適切な裁判管轄権をもつ連邦裁判所が手を引くことを可能にするいくつかの回避の原理を確立してきた²³⁷⁾。そこでは、連邦の管轄権を優先する垂直的専占とは、逆の結論が導かれる（逆垂直的専占〔reverse vertical preemption〕）。

1943年のバーフォード・ケース判決において最高裁が示した回避の原理により、連邦裁判所は、訴訟の争点が、広範な州の行政規制の問題であり、連

232) *See Dana Corp.*, 900 F.2d 882, 889.

233) *See Rothstein v. Balboa Ins. Co.*, 794 F.3d 256, 262–64 (2d Cir. 2015); *Sun City Taxpayers' Ass'n v. Citizens Utils. Co.*, 45 F.3d 58, 61–62 (2d Cir. 1995); *H.J. Inc.*, 954 F.2d at, 493.

234) *See Tassy v. Brunswick Hosp. Ctr., Inc.*, 296 F.3d 65, 73 (2d Cir. 2002)（一次的裁判管轄権の原理を病院の復職請求の免除に適用することを拒否）; *In re Long Distance Telecomm.*, 831 F.2d 627, 633–34 (6th Cir. 1987)（詐欺や策略に基づく申立ては、「従来の裁判官の経験の範囲内」であるため、行政機関の経験を必要としないと判断（quoting *Far E. Conference v. United States*, 342 U.S. 570, 574–75 (1952)））。

235) *Dana Corp.*, 900 F.2d at 889 (quoting *Nader v. Allegheny Airlines, Inc.*, 426 U.S. 290, 305–06 (1976)）。

236) *See City of Suffolk*, 907 F.2d 1295 at 1310（請求が連邦法に基づいている場合、競合する連邦裁判所が存在しなくても、州の行政機関に有利に一次的裁判管轄権の原理を適用することはできないと判示）, *superseded by statute on other grounds*, Pub. L. No. 104-67, 109 Stat. 737 (1995) (codified at 18 U.S.C. § 1964 (c) (2018)）。

237) *See* RICHARD H. FALLON, JR. et al., *HART & WECHSLER'S THE FEDERAL COURTS AND THE FEDERAL SYSTEM* 1213–58 (6th ed. 2009).

邦の決定が州の行政方針に重大な混乱をもたらす危険がある場合に、判決を控えることができるものとされている²³⁸⁾。このため、連邦裁判所は、未解決の州法問題への干渉を避けるため、バーフォード・ケース判決の回避の原理に基づく請求の却下を認めてきたが²³⁹⁾、前提行為が、連邦法のみに基づいている場合、または訴訟が州の政策を妨げない事案については、原理の適用を拒否してきた²⁴⁰⁾。ただし、合衆国最高裁判所は、1989年のニューオーリンズパブリックサービス社ケース判決において、バーフォード判決の原理を明示的に制限し、適切な州裁判所の審査が利用できる場合で、①その重要性が公判廷での当該事案の帰結を上回る実質的に政策に関する州法上の問題が存在するとき、または、②事件および類似の事件における問題の連邦の審査が、国民の実質的な関心事項についての首尾一貫した政策を確立するための州の努力を混乱させるであろうときにのみ、水平的管轄権を有する連邦裁判所は、州の行政機関の手續の妨害を避けるべきであると説いた²⁴¹⁾。

6 合衆国憲法違反

RICO法は、違憲を根拠とした多数の抗弁の申立てに直面してきた。これらの申立てには、修正第1条、修正第5条、修正第8条、修正第10条、平等保護条項、およびデュープロセス条項に基づくものが含まれる。

(1) **修正第1条違反** 一般的に、RICO法の適用に関する合衆国憲法修正第1条の申立ては認められない。RICO法に基づいて起訴された個人は、その起訴が、団体として実行される犯罪の計画に関連している場合に、団結権を保障する修正第1条に反すると主張しても、認められない²⁴²⁾。また、

238) See *Burford v. Sum Oil Co.*, 319 U.S. 315, 327 (1943).

239) See e.g., *Johnson v. Collins Entm't Co.*, 199 F.3d 710, 721-23 (4th Cir. 1999); *DeMauro v. DeMauro*, 115 F.3d 94, 95-99 (1st Cir. 1997).

240) See *City of Suffolk*, 907 F.2d at 1308-09; see also *Humana, Inc. v. Forsyth*, 525 U.S. 299, 313 (1999).

241) *New Orleans Pub. Serv., Inc. v. New Orleans*, 491 U.S. 350, 361 (1989) (quoting *Colo. River Water Conservation Dist. v. United States*, 424 U.S. 800, 814 (1976)).

242) See *Beasley*, 72 F.3d at 1527 (宗教上の教義が「犯罪を正当化し、合理化し、促進する」)

最高裁は、連邦わいせつ物規制法に違反したアダルトエンターテインメントビジネスの経営者の資産に対する RICO 法の没収規定の適用に関する1993年のアレクサンダー・ケース判決において、修正第1条の言論の自由条項に基づく RICO 法に対する抗弁の申立てを棄却し、過去の行為に対する処罰としての資産没収による憲法に反した「萎縮」効果はないとの判断を下した²⁴³⁾。このようにして RICO 法の没収規定は、RICO 法の規定の過度な広範性が、修正第1条に違反していると主張する申立てをかわしてきたのである²⁴⁴⁾。

(2) **修正第5条違反** また、裁判所は、RICO 法違反と前提行為が、別々に公訴提起されたり²⁴⁵⁾、量刑において、両罪の有罪判決に対して、併科刑が科されたりしても²⁴⁶⁾、二重の危険に対する修正第5条に反しないとの判断を下してきた。そこでは、RICO 法違反の行為には、前提行為の範囲を超える要素が含まれており、前提行為に基づく有罪判決には RICO 法違反に含まれていない要素の存在を証明する必要があるため、二重の危険条項に基づく併科刑の賦課に対する申立ては認められない旨が判示された²⁴⁷⁾。

ために使用された場合、宗教団体をラケットティアリング・エンタープライズとして分類することは、修正第1条に違反しないと判示)。

243) See *Alexander v. United States*, 509 U.S. 544, 553-56 (1993).

244) See *Arcara v. Cloud Books, Inc.*, 478 U.S. 697, 706-07 (1986) (刑事および民事制裁は、特定の救済措置が制裁対象者の修正第1条の活動に何らかの影響を与えるという理由だけでは、「最も制限の少ない手段」であるかどうかの検討の対象にはならないと判示)。

245) See *Diaz*, 176 F.3d at 116 (RICO 法違反の有罪判決を受けた前提行為がコンスピラシー罪でもある場合、二重の危険の申立ては認められないと判示); *United States v. Baker*, 63 F.3d 1478, 1494 (9th Cir. 1995) (密輸タバコ不法取引法 (CCTA) の違反が RICO 法のコンスピラシーの前提犯罪であり、両方のコンスピラシーが同じ行為から生じている場合でも、RICO 法違反と密輸タバコ不法取引法に違反のコンスピラシーの両方について、被告人が有罪判決を受け、処罰される余地はあると判示); *United States v. Bennett*, 44 F.3d 1364, 1373 (8th Cir. 1995) (RICO 法違反での公訴の提起は、二重の危険条項を関係させることなく、犯罪エンタープライズの継続と薬物犯罪のコンスピラシーの公訴の提起を結合させることができると判示)。

246) See *United States v. White*, 116 F.3d 903, 931-32 (D.C. Cir. 1997) (被告人の薬物犯罪のコンスピラシー罪の量刑と RICO 違反の量刑は、コンスピラシーが、被包含犯罪であったとしても、議会はそう意図していたので、可能であると判示); *Baker*, 63 F.3d at 1494.

247) See *United States v. Mahdi*, 598 F.3d 883, 890 n.6 (D.C. Cir. 2010) (RICO 法は、被包含罪の起訴であるとしても、併科刑を承認していると判示); *United States v. Morgano*, 39 F.3d 1358, 1368 (7th Cir. 1994) (RICO 法違反の罪の量刑を行う際に、前提行為に依拠することによる

(3) **修正第8条違反** 一般的に、RICO 法違反に対して科された罰金、没収、または拘禁刑に対する修正第8条違反の抗弁が認められる余地も限られている。とりわけ、RICO 法の没収規定は、修正第8条の過度な罰金条項との抵触が問われてきた²⁴⁸⁾。もちろん、RICO 法の没収についても、他の法律の下で科される罰金のように、金額が、根拠となる犯罪と著しく不釣り合いな場合には修正第8条に違反することになるが、没収の対象は、犯罪行為からの直接的な収益に限定されておらず、罪刑の均衡にも一定の幅が認められているため、違憲との判断が下される余地はほとんどないというのが実情である²⁴⁹⁾。さらに、RICO 法に基づく量刑は、残酷で異常な刑罰に対する修正第8条の禁止に違反することなく、終身刑を言い渡すこともできる²⁵⁰⁾。

(4) **修正第10条違反** 裁判所は、RICO 法が修正第10条に違反して州の主権を侵害しているという主張も斥けてきた²⁵¹⁾。通商条項に基づき、連邦議会は州際通商に影響を与える不正行為を規制する権限を有しており、被告人が、州際通商に影響を与えるエンタープライズと関連性を有する場合には²⁵²⁾、RICO 法違反の裁判管轄権が認められる²⁵³⁾。したがって、検察は、ラ

RICO 法違反の罪と前提犯罪の両方に対する逐次執行刑の宣告について、二重の危険の違反はないと判示)。 *See generally* Anne Bowen Poulin, Double Jeopardy Protection Against Successive Prosecutions in Complex Criminal Cases: A Model, 25 CONN. L. REV. 95, 132-40 (1992).

248) *See Alexander*, 509 U.S. at 558 (RICO法の没収規定により認められた刑事没収は、明らかに、金銭的処罰の一形態であり、修正第8条の目的上、伝統的な「罰金」と差違はないと判示)。

249) *See id.* at 559; *United States v. Bieri*, 21 F.3d 819, 824 (8th Cir. 1994); *United States v. Sarbello*, 985 F.2d 716, 724 (3d Cir. 1993) (裁判所は、没収が犯罪行為に対して著しく不均衡である場合、修正第8条に反しないように没収額を減じることができると判示); *see also* William W. Taylor, The Problem of Proportionality in RICO Forfeitures, 65 NOTRE DAME L. REV. 885, 892-93 (1990).

250) *See United States v. Bergrin*, 599 F. App'x 439, 442-43 (3d Cir. 2014); *United States v. Flores*, 572 F.3d 1254, 1268 (11th Cir. 2009).

251) *See Kehoe*, 310 F.3d at 588 (前提行為に起因する個別の犯罪である RICO 法違反の罪の起訴が、修正第10条に違反を理由に、州による前提行為の起訴を妨げることはないと判示); *Thompson*, 685 F.2d at 1001 (「知事のオフィス」を RICO 法上のエンタープライズと捉えることは、修正第10条に違反しないと判示); *Martino*, 648 F.2d at 381 (保険金詐欺目的の放火を前提犯罪とした RICO 法違反の起訴は、修正第10条に違反しないと判示)。

252) *See United States v. Gardiner*, 463 F.3d 445, 458 (6th Cir. 2006); *Fernandez*, 388 F.3d at 1218; *United States v. Chance*, 306 F.3d 356, 373 (6th Cir. 2002).

ケッティアリング活動自体が、州際通商に影響を及ぼす限り、前提行為が、州際通商に影響を及ぼしたことを証明する必要はない²⁵⁴⁾。

(5) 平等保護条項 平等保護条項の申立ても、裁判所は却下してきた。たとえば、1979年のアルマン・ケース判決において、第7巡回区連邦控訴裁判所は、RICO 法上の訴訟において、当該被告人がどの種類の RICO 法違反の罪で起訴されるかを決定する起訴裁量は、人種、宗教、またはその他の不適切な分類を理由に濫用されない限り、平等保護条項の違反ではないとの判断を下した²⁵⁵⁾。さらに、同判決では、被告人が、「組織犯罪において、兄弟の手柄と張り合うために努力した」場合、組織犯罪に従事していない被告人に RICO 法違反の罪を適用することも違憲ではないとされた²⁵⁶⁾。

また、1994年のオレット・ケース判決において、第1巡回区連邦控訴裁判所は、RICO 法違反で有罪判決を受けた2つの前提行為のうち、一個のみを不当利息罪 (loan shark) で有罪とすることを認めたことが、平等保護の原則に違反するという申立てを棄却した²⁵⁷⁾。そこでは、2つの前提行為に対する評価の不均衡は、不当利息に関連する事案の方が、もう1つのラケッティアリング活動に関連する事案よりも、容易に有罪を立証できるという検察の合理的な目標に関わっており、したがって、2つの前提行為の区別が、平等

253) See *United States v. Thomas*, 114 F.3d 228, 253 (D.C. Cir. 1997); see also *Gonzales v. Raich*, 545 U.S. 1, 18 (2005).

254) See *Johnson*, 440 F.3d at 841 (検察は、ラケッティアリング活動の個々の行為がそのような関連性を有しているだけではなく、エンタープライズ自体が州際通商に何らかの形で関連していることを証明する必要があるが、前提行為自体の州際上の性質は、それ自身で、エンタープライズと州際通商の間に要求される関連性を証明可能であると判示); *United States v. Mapp*, 170 F.3d 328, 336 (2d Cir. 1999) (前提行為が、州際通商に影響を及ぼすラケッティアリング活動と強い関係を帯びることを要求)。

255) See *United States v. Aleman*, 609 F.2d 298, 306 (7th Cir. 1979), *superseded by statute on other grounds*, Sentencing Reform Act of 1984, Pub. L. No. 98-473, § 212 (a) (2), 98 Stat. 2000 (codified at 18 U.S.C. § 3584 (2018)), *as recognized in* *Jake v. Herschberger*, 173 F.3d 1059, 1065-66 & n.6 (7th Cir. 1999). See generally WAYNE R. LAFAVE & JEROLD H. ISRAEL, *CRIMINAL PROCEDURE* § 13.4 (1984).

256) *Aleman*, 609 F.2d at 306.

257) See *United States v. Oretto*, 37 F.3d 739, 751-52 (1st Cir. 1994).

条項に違反する違憲の疑いの強い分類に当たったり、基本的権利を脅かしたりするものではないことから、正当であると説かれた²⁵⁸⁾。

さらに、2004年のフェマンデス・ケースにおいて、第9巡回区連邦控訴裁判所は、RICO 法違反がどの州で行われたかによって、被告人の量刑に差違が生じることを認めているのは、平等保護条項に違反するという申立てに対して、議会は、平等な保護を侵害することなく、刑事責任と量刑を州法に委任することができる²⁵⁹⁾と述べ、これを棄却した²⁵⁹⁾。

(6) デュープロセス条項 判例は、デュープロセス条項に基づく RICO 法の合憲性についても検討を重ねてきた。たとえば、判例は、正式事実審理裁判所が、弁護人の保持に必要な資産を免除せずに、正式事実審理前に、資産の差止めを命じた場合に、被告人の適正な手続を保障される権利が侵害されていないかどうかを検証してきた。多数の巡回区連邦控訴裁判所は、適正な手続のために、裁判所が「財産の所有者が、差止命令に異議を唱えることができる迅速な審問」を行う必要があると判断してきた²⁶⁰⁾。

各裁判所は、RICO 法が違憲となるほど曖昧であるという主張についても検討を加えてきた。RICO 法に関してさまざまな解釈が展開されてきたにもかかわらず、同法は、「パターン」および「エンタープライズ」要件への、曖昧さを理由とする文面上および適用上の違憲の主張を切り抜けてきた²⁶¹⁾。裁判所はまた、RICO 法の基礎となる前提犯罪の列挙が違憲であるとする主

258) *Id* at 751-52.

259) *Fernandez*, 388 F.3d at 1259, modified, 425 F.3d 1248 (9th Cir. 2005).

260) *See United States v. Melrose E. Subdivision*, 357 F.3d 493, 499 (5th Cir. 2004); *see also United States v. Bonventure*, 720 F.3d 126, 131 (2d Cir. 2013); *United States v. Jones*, 160 F.3d 641, 647 (10th Cir. 1998). *See generally* Bruce A. Baird & Carolyn P. Vinson, RICO Pretrial Restraints and Due Process: The Lessons of Princeton/Newport, 65 NOTRE DAME L. REV. 1009, 1011 (1990).

261) *See United States v. Keltner*, 147 F.3d 662, 667 (8th Cir. 1998); *Bingham*, 66 F.3d at 566; *Columbia Nat. Res., Inc. v. Tatum*, 58 F.3d 1101, 1108 (6th Cir. 1995); *Oreto*, 37 F.3d at 752; *Freeman*, 6 F.3d at 597. *See generally* David W. Gartenstein & Joseph F. Warganz, Note, RICO's "Pattern" Requirement: Void For Vagueness?, 90 COLUM. L. REV. 489, 527 (1990). *See in H.J. Inc.*, 492 U.S. 229, 255 (1989) (Scalia, J., concurring).

張も斥けてきた²⁶²⁾。

VI むすびに代えて

RICO 法は、連邦の刑事司法管轄権を州法違反にまで拡大させ、出訴期限に重大な例外をもたらし、「犯罪的結社」の立証のために、通常であれば考慮の外におかれるようなものも含めて、広範な証拠の採用を許容し、多額の資産の没収や弁護士費用を含めた資産凍結を命じる根拠を提供してきた。こうした同法の現状が、立法者の意図通りであるのか²⁶³⁾、それとも、意図しないものであるのか²⁶⁴⁾については、アメリカ合衆国においても評価の分かれるところである。ただ、その効果が絶大であることは間違いなく、組織犯罪だけでなく、ホワイトカラー犯罪と戦うための武器としても、連邦検察官に重用されてきたことも事実である。さらに、本稿では、簡単に言及するにとどめたが、RICO 法には、RICO 法違反に対する民事責任についても、定められている。「民事 RICO (civil RICO)」訴訟と呼ばれる手続を通じて実現される救済 (民事制裁) には、原状回復を超えた三倍賠償やエンタープライズの解散などが含まれており、その威力は、刑事 RICO を優に上回るとされる。しかも、そのために要求される立証は、RICO 法違反の事実の立証の程度として合理的疑いを超えることが要求される刑事とは異なり、証拠の優越で足りる²⁶⁵⁾。

このように RICO 法は、効果の大きい劇薬であるだけに、その副作用も小さくない。RICO 法制定30年を機に実施された実務家への聞き取り調査の結

262) See *Fort Wayne Books, Inc.*, 489 U.S. at 58; *United States v. Korando*, 29 F.3d 1114, 1119 (7th Cir. 1994).

263) Michael Goldsmith, *RICO and Enterprose riminality: A Response to Gerard E. Lynch*, 88 COLUM. L. REV. 774, 776-786 (1988)

264) Lynch, *supra* note 17, at 776; Paul Vizcarrondo, Jr., *Racketeer Influenced and Corrupt Organizations (RICO)*, in *WHITE COLLAR CRIME: BUSINESS AND REGULATORY OFFENSES* § 11.03 (Otto Obermaier & Robert Morvillo eds. 2017).

265) 民事 RICO について包括的に論じた邦語文献として、田村・前掲注63)を参照。

果、刑事弁護の専門家の中で、RICO法の適用対象が、重大な罪を犯した本人だけでなく、通常は起訴の対象に含まれない周辺の者にまで及んでしまっているとの危惧が示された²⁶⁶⁾。また、組織犯罪の関係者を一網打尽にし、全員を刑務所に送ってほしいという世論の期待に応えるための武器としてではなく、そうした期待とはかけ離れ、実際には、司法取引の交渉道具として活用されているといった指摘も加えられている²⁶⁷⁾。

もちろん、こうした状況をふまえて、過去には、判例上、その無限定な活用に歯止めをかけるため、RICO法の適用を制限する動きも見られた。そうした動きは、とりわけ1980年代から90年代にかけて勢いを増していったが、近年では、影を潜めている感がある。同様に、立法においても、その効果を制限するための法改正が幾度となく連邦議会に提案され、議論されてきたが、実現には至らなかった。むしろ、連邦議会は、その間にもRICO法の適用範囲を、移民やテロ関連の犯罪にまで広げて行った。

今日、RICO法のホワイトカラー犯罪への積極的な適用が、不当な適用範囲の拡大なのか²⁶⁸⁾、立法当初から想定されていた当然の帰結なのか²⁶⁹⁾、その評価も二分されているが、こうしたRICO法をとりまく現状をふまえれば、司法省や連邦検察の姿勢は、今後も変わらないであろう。また、RICO法を、

266) Martin Urbina & Sara Kreitzer, *The Practical Utility and Ramifications of RICO: Thirty-Two Years after Its Implementations*, 15 CRIM. JUSTICE POLICY REV. 294, 313 (2004); G. Robert Blakey, *Foreword*, Symposium: *Law and the Continuing Enterprise: Perspectives on RICO*, 65 NOTRE DAME L. REV. 873 (1990); Goldsmith, *supra* note 263, at 776.

267) Urbina & Kreitzer, *supra* note 266, at 313-319.

268) *See, e.g.*, Bradley, *Racketeers, Congress and the Courts: Analysis of RICO*, 65 IOWA L. REV. 837, 852 (1980); Note, *Elliott v. United States: Conspiracy Law and the Judicial Pursuit of Organized Crime Through RICO*, 65 VA. L. REV. 109, 116 (1979).

269) G. Robert Blakey, *The RICO Civil Fraud Action in Context: Reflections on Bennett v. Berg*, RICO Civil Fraud, 58 NOTRE DAME L. REV. 237, 253-80 (1982); G. Robert Blakey & Brian Gettings, *Racketeer Influenced and Corrupt Organizations (RICO): Basic Concepts -- Criminal and Civil Remedies*, 53 TEMP. L.Q. 1009, 1014-21 (1980); Paul Vizcarrondo, Jr., *Racketeer Influenced and Corrupt Organizations (RICO)*, in *WHITE COLLAR CRIME: BUSINESS AND REGULATORY OFFENSES* § 11.03 (Otto Obermaier & Robert Morvillo, eds. 2011). *See also Russello*, 464 U.S. at 26-29; *see Elliott*, 571 F.2d at 902, *cert. denied*, 439 U.S. 953 (1978).

限定的に運用するつもりは、司法省や連邦検察だけでなく、連邦議会にも見受けられない²⁷⁰⁾。それだけに、かつて合衆国最高裁判所首席裁判官 W・レンキストによって、「合衆国法典の中で、最悪の制定法²⁷¹⁾」と評された RICO 法は、今後も、刑法（および刑事手続法）の基本原則に抵触する可能性を孕んだまま、維持されることになりそうである。

270) もっとも、『合衆国検察マニュアル』では、「幅広い制定法の文言や立法者意思にかかわらず、RICO は、選択的、かつ均等に用いるというのが、司法省刑事局の方針である」と記されている (United States Attorney's Manual § 9.110.200 (1997))。

271) Anne B. Poulin, RICO: Something for Everyone, 35 VILL. L. REV.. 853, 864 (1990)